

第4章 災害応急対策計画

風水害等の災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、災害発生を防御し、または被害の拡大を防止するためにすべき応急的措置等は次のとおりとする。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

雪害、火山災害、事故災害については、本章のほか第5章で定めるところによる。

第1節 気象予報・警報等の収集及び伝達

防災活動に万全を期するため、風水害等の災害に関係ある気象予報・警報等の収集及び伝達を迅速かつ確実に実施する。

1 実施責任者

- (1) 市長は、法令及び本計画の定めるところにより、災害に関する予報、警報等を関係機関、住民その他関係ある公私の団体に伝達しなければならない。
- (2) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長、消防職員及び警察官に通報しなければならない。

2 実施内容

(1) 気象予報・警報等の収集及び伝達

ア 気象予報・警報等の発表

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。さらに、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときには「特別警報」が発表される。

(イ) 特別警報・警報・注意報

特別警報・警報・注意報の概要は次のとおりである。

区 分	概 要
特別警報	警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を最大限の警戒を呼び掛けて行う予報。
警 報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。
注意報	強風、風雪、大雨、大雪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

(イ) 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類と概要は次のとおりである。また、具体的な発表基準は別表1及び2に示す。

種 類	概 要
特別警報	大雨特別警報 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表される。 過去の対象事例としては、「平成24年7月九州北部豪雨」や「平成23年台風第12号」が該当する。
	暴風特別警報 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。 過去の対象事例としては、「昭和34年伊勢湾台風」や「昭和9年室戸台風」が該当する。
	大雪特別警報 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。 過去の対象事例としては、「昭和56年豪雪」や「昭和38年1月豪雪」が該当する。
	暴風雪特別警報 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表される。

第 4 章 災害応急対策計画

種 類		概 要
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水やはん濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注 意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着水注意報	著しい着水により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれのあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜、晩霜等により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

備考 1 大雨及び洪水警報、注意報は、当市に関係する部分を記述してある。

2 注意報、警報はその種類に係わらず、解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表されるときは、これまでに継続中の注意報、警報は自動的に解除、または更新されて、新たな注意報、警報に切り替えられる。

【別表1】

特別警報発表基準（気象庁）

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（注） 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

第4章 災害応急対策計画

【別表2】

警報・注意報発表基準（青森地方気象台）

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 青森地方気象台

弘前市	府県予報区	青森県			
	一次細分区域	津軽			
	市町村等をまとめた地域	中南津軽			
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	平坦地:1時間雨量40mm 平坦地以外:1時間雨量45mm	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	95	
	洪水		雨量基準	平坦地:1時間雨量40mm 平坦地以外:1時間雨量45mm	
			流域雨量指数基準	土淵川流域=6, 前荒川流域=9, 後長根川流域=8, 大和沢川流域=8	
			複合基準	—	
			指定河川洪水予報 による基準	岩木川[上岩木橋・幡龍橋], 平川下流[百田], 青森県岩木川水系 平川上流[大鰐・石川・豊平橋]	
	暴風	平均風速	18m/s		
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ35cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量25mm		
		土壌雨量指数基準	57		
	洪水		雨量基準	1時間雨量25mm	
			流域雨量指数基準	土淵川流域=4, 前荒川流域=7, 後長根川流域=6, 大和沢川流域=6	
			複合基準	—	
			指定河川洪水予報 による基準	岩木川[上岩木橋・幡龍橋], 平川下流[百田], 青森県岩木川水系 平川上流[大鰐・石川・豊平橋]	
	強風	平均風速	13m/s		
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ15cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ25cm	
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
	雪	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	融雪により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	実効湿度67%、このほか県内気象官署の風速、最小湿度など考慮する			
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
夏期・最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-8℃以下のとき (ただし前日の最高気温が-3℃以下、又は0℃以下が2日以上継続)* ¹					
霜	早霜、晩霜期におおむね 最低気温 2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)				
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	90mm		

*¹ 冬期の気温は青森地方気象台、むつ特別地域気象観測所、八戸特別地域気象観測所、深浦特別地域気象観測所の値。

備考

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数

平坦地：概ね傾斜が30パーミル以下で、都市化率（ここでは国土数値情報の土地利用情報に基づき、(建物用地+幹線交通用地)／(すべて一河川・湖沼・海浜・海水)として算出)が25パーセント以上の地域

平坦地以外：上記以外の地域

山沿い：平地から山に移る地帯の概ね標高150メートル以上

暫定基準：警報・注意報等の発表基準は、地震等の災害の影響により基準を見直す必要があると考えられた場合に暫定基準を設定することがある。

第4章 災害応急対策計画

(ウ) 水防活動用警報・注意報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）気象、洪水についての警報・注意報は、指定河川洪水警報・注意報を除き、一般の利用に適合する警報・注意報をもって代える。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用 大雨警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 大雨注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき

(エ) 気象情報

気象情報の種類及びその内容は次のとおりである。

a 気象情報

気象の予報等について、警報・注意報に先立って警戒を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の警戒事項を解説する場合等に発表する。対象とする現象により、台風、大雨、大雪、暴風（雪）、雷、乾燥、低温、高温、長雨、少雨、梅雨、黄砂などの情報がある。

b 土砂災害警戒情報

県と青森地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報または大雨特別警報を発表している中で、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。

c 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（1時間に90mm以上）を地上の雨量計により観測、または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた解析雨量）したときに、より一層の警戒を呼び掛けるために府県気象情報の一種として発表する。

d 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、府県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

イ 気象予報・警報等の伝達

(ア) 青森地方気象台は、気象警報等を発表した場合は、県、県警察本部、東日本電信電話株式会社、青森河川国道事務所、放送機関及びその他必要と認める機関に伝達する。

ただし、東日本電信電話株式会社への伝達は警報に限る。

(イ) 県は、防災情報ネットワークにより、速やかに県の出先機関、市及び消防本部に伝達する。

(ウ) 東日本電信電話株式会社は、警報を各支店、関係市町村に伝達する。

(エ) 青森河川国道事務所は、青森地方気象台からの通報及び自ら観測した水位、流量等により水防警報発令の判断をする。

(オ) 放送機関は、県民への周知を図るため、放送時間、放送回数を考慮の上、放送する。

(カ) その他の機関にあつては、それぞれの災害担当業務に応じ適切な措置を講ずる。

(キ) 市は、必要に応じ、直ちに住民及び関係ある公私の団体に周知する。

(2) 水防警報の発表及び水防指令の発令並びに伝達

ア 水防警報の発表

(ア) 水防警報の発表（国土交通省）

東北地方整備局青森河川国道事務所は、国土交通大臣が指定した河川に洪水による災害の起こるおそれがある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、水防警報を発表する。

第 4 章 災害応急対策計画

【水防警報の種類】

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	水防団員が出動できるよう待機	雨量・水位・流量・その他河川状況等により必要と認められるとき
準 備	水防管理者は、水防警報を受け、直ちに水防団に通知する。水防団は、河川、堤防を巡視し、量水標による水位の変化と水門の状況等を水防管理者に随時報告する。（水防資機材の準備点検、水門等の開閉の準備、水防団幹部の出動に対するもの。）	水位が「水防団待機水位」に達し、気象及び河川状況等により必要と認められたとき
出 動	水防団員の出動を通知するもの	水位・流量・その他河川状況等によりはん濫注意水位を超え、または超えるおそれがあり、なお増水が予想され出動の必要があると認められるとき
解 除	水防活動の終了を通知するもの	水防作業の必要がなくなったとき
情 報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ、時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに、越水・漏水・法壊・亀裂その他河川状況により、特に警戒を必要とする事項を通知するもの	適 宜

【水防警報を行う河川及びその区域】

河川名	左 右 岸の別	区 域
岩木川幹川	左 岸 右 岸	青森県弘前市大字鳥井野字川村 8 番地先 〃 大字下湯口字青柳（上岩木橋）177 番地先 } から海まで
岩木川支川 旧大峰川	左 岸 右 岸	青森県弘前市大字小友字宇田野 658 番地先 } 県道橋下流端から 幹川合流点まで
岩木川支川 平川	左 岸 右 岸	青森県弘前市大字撫牛子字橋本 635 番地先 〃 南津軽郡田舎館村大字大袋字松下 65 番地先 } JR 奥羽本線 平川第一鉄橋から 幹川合流点まで
岩木川支川 土淵川	左 岸 右 岸	青森県弘前市大字大久保字宮本 277 番地先 } 国道橋下流端から 平川合流点まで

※昭和 38.10.16 建設省告示第 2624 号

第4章 災害応急対策計画

(イ) 水防警報の発表（県）

県は、知事が指定した河川に洪水による災害の起こるおそれがある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、水防警報を発表する。

水防警報は、支部長（中南地域県民局地域整備部長）が発表する。

【水防警報の種類】

種 類	内 容	発 表 基 準
(待機) ※	水防団員が出動できるよう待機	上流の降雨及び水位状況により、水防団待機水位に達し、待機の必要があると認められたとき
準 備	水防資機材の準備点検・水門等の開閉の準備・水防団幹部の出動等に対するもの	水防団待機水位を超え、はん濫注意水位以上に達すると思われ、準備の必要があると認められたとき
出 動	水防団員の出動を通知するもの	はん濫注意水位を超えまたは超えるおそれがあり、出動の必要があると認められたとき
解 除	水防活動の終了を通知するもの	水防作業の必要がなくなったとき
情 報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ、時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに、越水・漏水・法壊・亀裂その他河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの	適 宜

※水防団待機水位に達し待機の必要があると認めたときは、水防第1指令を発することとし、水防警報（待機）は発表しないこととする。

【水防警報を行う河川及びその地域】

河川名	警報発表基準点	左 右岸の別	区 域
平川上流	大 鰐石 川	左 岸	南津軽郡大鰐町大字唐牛字杉の下 56 番地地先の福島橋下流端から
		右 岸	弘前市大字撫牛字橋本 635 番地先の JR 平川第一橋梁上流端まで
大和沢川	独 狐	左 岸	南津軽郡大鰐町大字長峰字沢田 68 番地 2 地先の福島橋下流端から
		右 岸	南津軽郡田舎館村大字大袋字三本柳 21 番地 6 地先の J R 平川第一橋梁上流端まで
後長根川	腰 巻	左 岸	弘前市大字堀越字下川原 1 番 7 地先 } から平川への合流点まで
		右 岸	弘前市大字川合字岡本 24 番 4 地先
腰巻川	独 狐	左 岸	弘前市大字宮地字諏訪林 112 番地 } から岩木川への合流点まで
		右 岸	10 地先の宮地橋下流端 弘前市大字宮地字諏訪林 162 番地 } 1 地先の宮地橋下流端
腰巻川	腰 巻	左 岸	弘前市大字南大町一丁目 8 番 15 地先 } から平川への合流点まで
		右 岸	弘前市大字南大町一丁目 10 番 1 地先

※平成 17.6.17 青森県告示第 523 号

イ 水防指令の発令

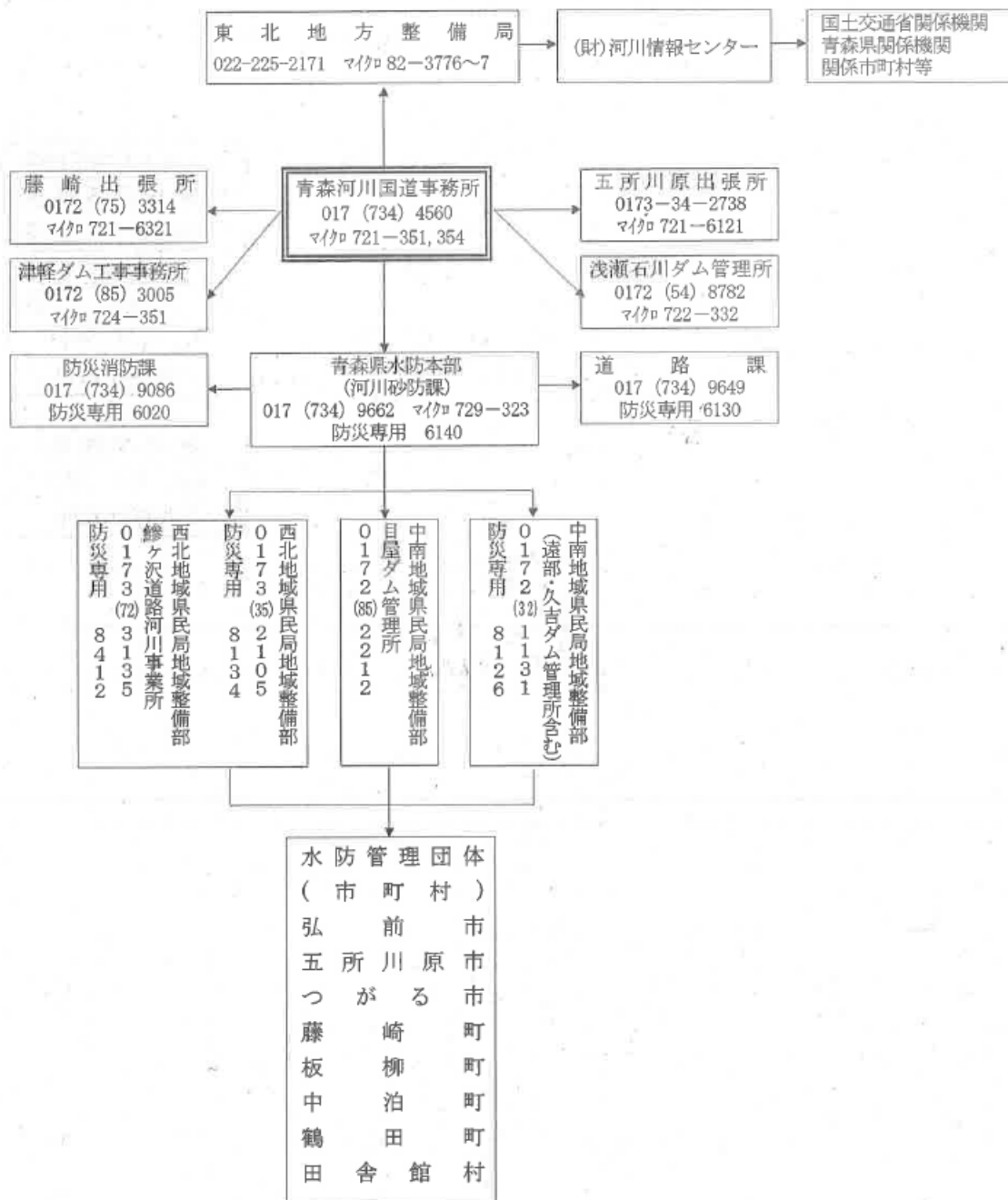
水防本部長（知事）または支部長（中南地域県民局地域整備部長）は、県管理の河川に災害の起こるおそれがある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、水防指令を発令する。

配備の種類	水防指令	配 備 状 況
待 機	第 1 指令	水防体制の少数（1 班）の人員で主としての情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに招集その他の活動ができる態勢とする。この場合、自動車 1 台を待機させる。
準 備	第 2 指令	水防体制の約半数（2～3 班）をもってこれに当たり、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる態勢とする。
出 動	第 3 指令	水防組織の全員がこれに当たる。事態が長引くときは、水防長は適宜交代させる。
解 除	第 4 指令	水防活動の必要な事態がなくなったときは、順次水防活動を解除する。

第4章 災害応急対策計画

ウ 水防警報及び水防指令の伝達

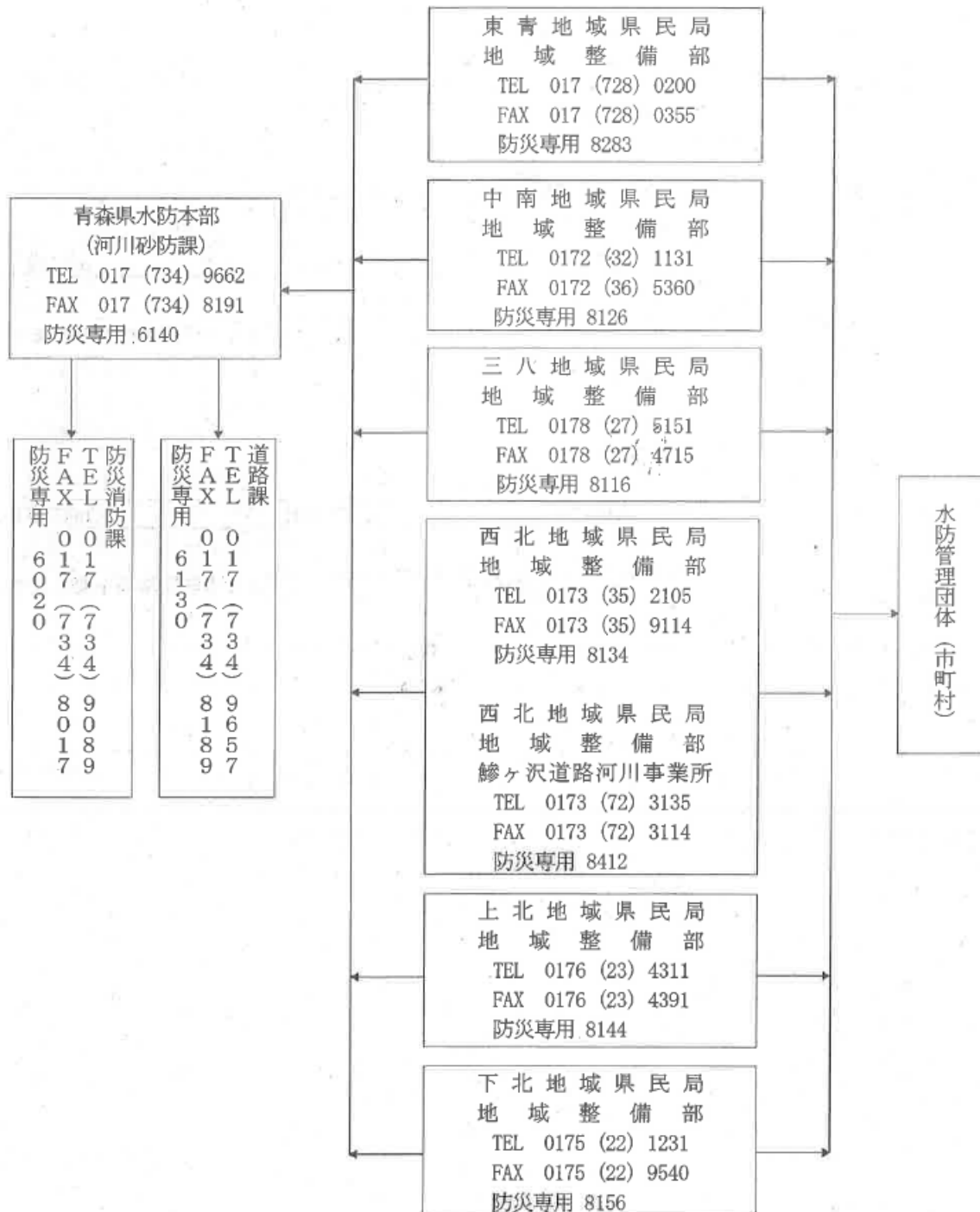
(ア) 水防警報伝達系統図（国土交通省）



※防災専用・・・防災情報ネットワーク専用電話

第4章 災害応急対策計画

(イ) 水防警報伝達系統図（県）

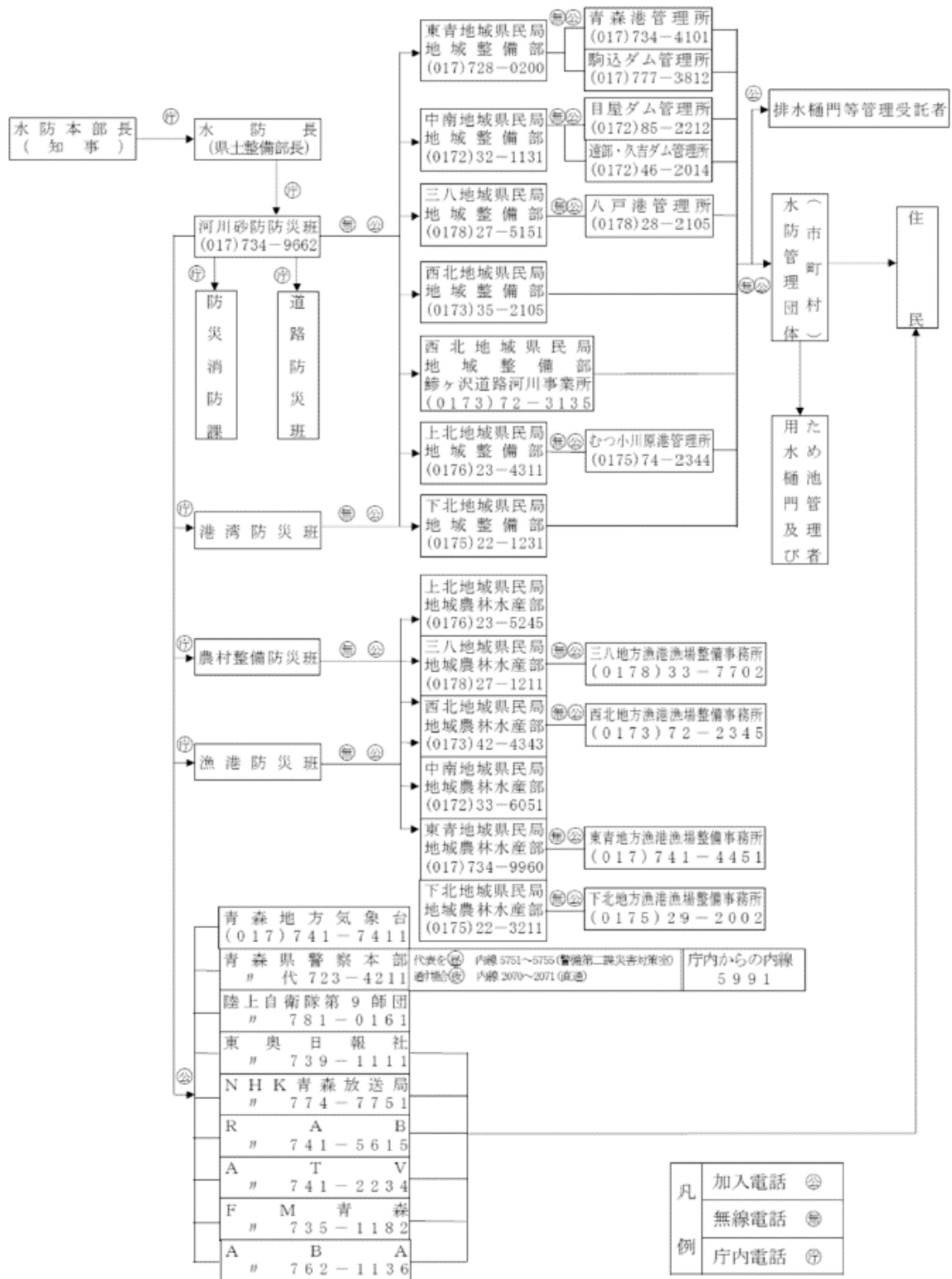


※通報はFAXを基本とし、電話で確認する。

※防災専用・・・防災情報ネットワーク専用電話

第4章 災害応急対策計画

(ウ) 水防指令伝達系統図（県）



第4章 災害応急対策計画

(3) 洪水予報の発表

ア 洪水予報及び発表情報の種類と発表基準

洪水予報の種類	発表情報の種類	発表基準	水位危険度レベル
(発表なし)		水防団待機水位超過	レベル1
洪水注意報	はん濫注意情報	はん濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	レベル2
洪水警報	はん濫警戒情報	避難判断水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは、水位予測に基づきはん濫危険水位に到達すると見込まれたとき	レベル3
	はん濫危険情報	はん濫危険水位に到達したとき	レベル4
	はん濫発生情報	はん濫が発生したとき	レベル5

イ 岩木川及び平川下流の洪水予報

東北地方整備局青森河川国道事務所と青森地方気象台は、次により岩木川、平川下流の洪水予報を共同発表する。

【洪水予報を行う河川及び実施区域】

河川名		左右岸の別	実施区域	
岩木川	岩木川	左岸 右岸	弘前市鳥井野地先字川村8番地先 弘前市悪戸地先下湯口字青柳177番地先	上岩木橋から海まで
	旧大峰川		弘前市大字小友字字田野658番地	県道橋下流端から岩木川への合流点
平川下流	平川	左岸 右岸	弘前市大字撫牛子字橋本635番地先 南津軽郡田舎館村大字松下65番地先	JR奥羽本線平川第一鉄橋から岩木川への合流点まで
	土淵川		弘前市大字大久保字宮本277番地地先	国道橋下流端から平川への合流点まで

ウ 平川上流の洪水予報

県土整備部河川砂防課と青森地方気象台は、次により平川上流の洪水予報を共同発表する。

【洪水予報を行う河川及び実施区域】

洪水予報河川名	左右岸の別	実施区域
平川上流	左岸 右岸	南津軽郡大鰐町大字唐牛字杉の下56番地地先の福島橋下流端から弘前市大字撫牛子字橋本635番地先のJR平川第一橋梁上流端まで 南津軽郡大鰐町大字長峰字沢田68番地2地先の福島橋下流端から南津軽郡田舎館村大字大袋字三本柳21番地6地先のJR平川第一橋梁上流端まで

第4章 災害応急対策計画

(4) 避難判断水位の周知及び伝達

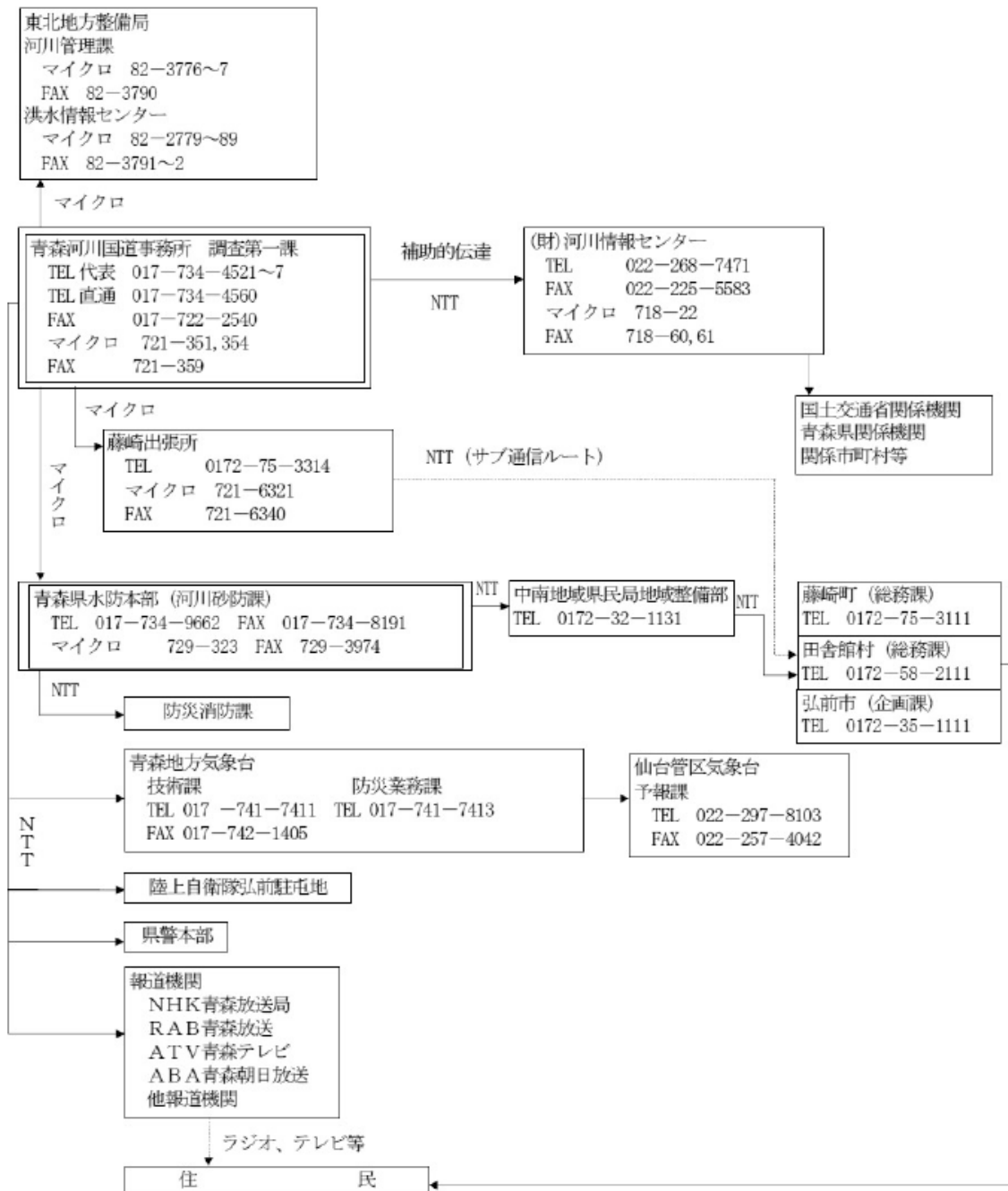
ア 避難判断水位の周知

県は洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な被害を生じるおそれのある河川を「水位情報周知河川」として指定し、避難等の目安となる「避難判断水位」を定め、当該河川の水位がこれに達したときは水防管理者（市）に通知するとともに、報道機関協力を得て一般に周知する。

イ 避難判断水位到達情報の伝達系統図

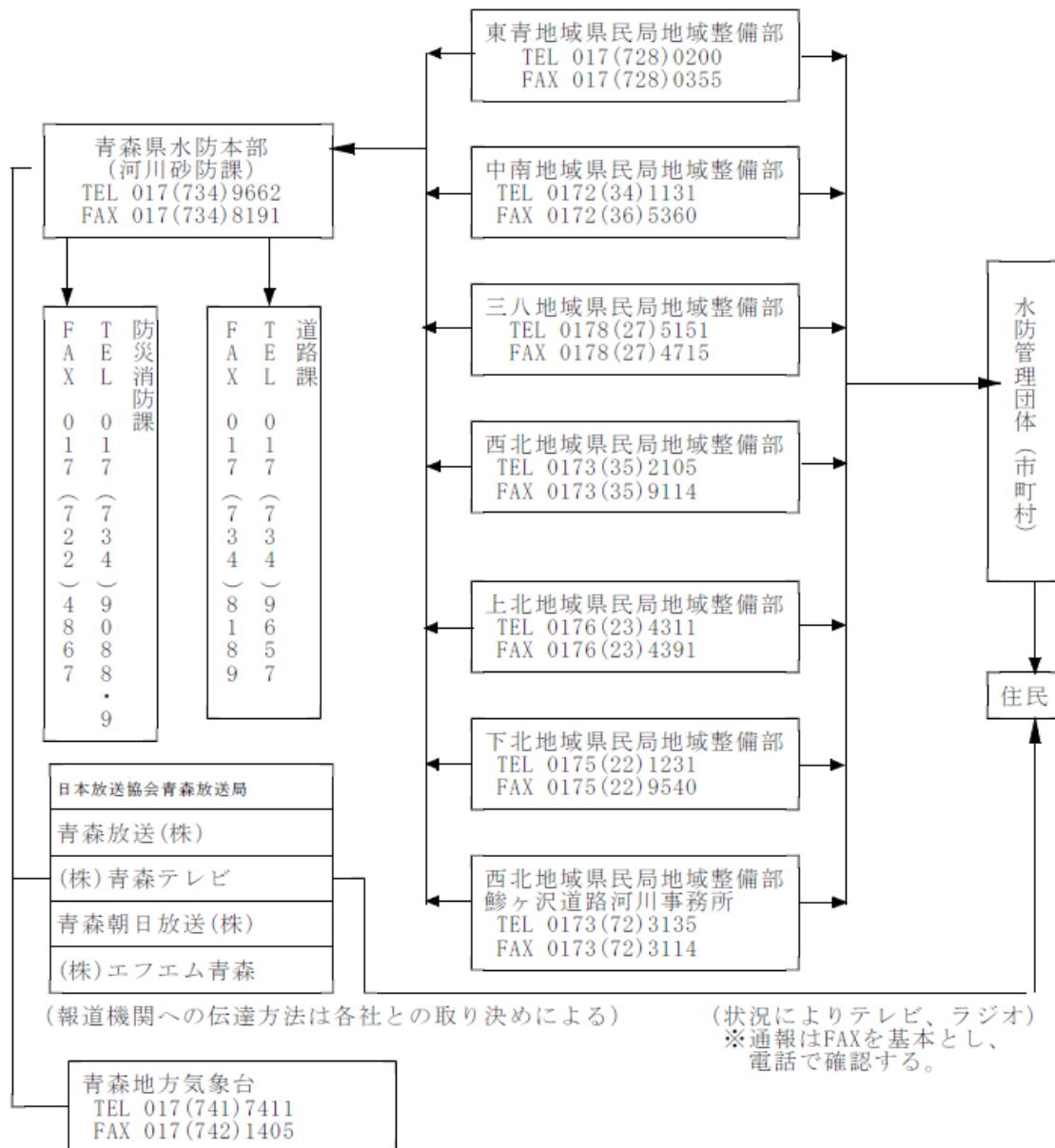
青森河川国道事務所より避難判断水位に達した旨の通知を受けた場合、及び県が指定した河川において避難判断水位に達した場合は、次の系統図により伝達する。

(ア) 岩木川水位周知河川伝達系統図



第4章 災害応急対策計画

(イ) 県指定水位情報周知河川伝達系統図



(5) 土砂災害警戒情報

県と青森地方気象台は、土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨警報または大雨特別警報を発表している中で大雨によって土砂災害が発生するおそれが高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、青森県土砂災害警戒情報を共同で発表する。

この情報は、青森地方気象台から県を通じて市町村に伝達するとともに報道機関や関係機関を通じて、県民への周知を図る。

ア 発表対象となる地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とする。

イ 土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、土砂災害発生危険度を降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における地形の成り立ち・地質・風化の程度・植生等の特性や地下水等の流動等を反映したものではないため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害、雪崩災害等については発表の対象外となることに留意する。

このため、土砂災害警戒情報が発表されていない場合でも、がけ崩れ等の土砂災害の発生するおそれがある。

ウ 発表及び解除

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に県と青森地方気象台が協議して行う。但し、降雨データの誤差等に起因して監視基準に達したと認められる場合は、この限りではない。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県砂防課と青森地方気象台は「地震等発生時の暫定基準の設定及び見直しについて」に基づき、基準を取り扱うものとする。

(ア) 発表基準

- a 大雨警報または大雨特別警報の発表中に降雨の実況値及び2時間先までの予測値を基に、あらかじめ設定した警戒基準に達した場合
- b 土砂災害警戒情報発表中に、土砂災害への警戒をあらためて呼びかける必要があると認められる場合

(イ) 解除

実況値が警戒基準を下回り、かつ短時間で再び警戒基準を超過しないと予想されるときや、無降雨状態が長時間続いている場合

(6) 噴火警報等

仙台湾気象台は、火山現象に関する観測成果等に基づき、火山現象の状況を一般及び関係機関に周知し、防災に資するため、次により噴火警報等を発表する。

ア 噴火警報等の種類

- (ア) 噴火警報
- (イ) 噴火予報
- (ウ) 降灰予報
- (エ) 火山現象に関する情報等

イ 対象火山

岩木山

第4章 災害応急対策計画

ウ 噴火警報等の発表基準

種別	名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域) または 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域及びそれより 火口側の範囲における 厳重な警戒 (居住地域厳重警戒)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴 火が発生、あるいは発生すると予 想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) または 火口周辺警報	火口から居住地 域近くまでの広 い範囲の火口周 辺	火口から居住地域近く までの広い範囲の火口 周辺における警戒 (入山危険)	居住地域の近くまで重大な影響を 及ぼす(この範囲に入った場合に は生命に危険が及ぶ)噴火が発生、 あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離 れた所までの火 口周辺	火口から少し離れた所 までの火口周辺におけ る警戒 (火口周辺危険)	火口周辺に影響を及ぼす(この範 囲に入った場合には生命に危険が 及ぶ)噴火が発生、あるいは発生 すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	平常	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内 で火山灰の噴出等が見られる(こ の範囲に入った場合には生命に危 険が及ぶ)

(ア) 噴火警報

噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲(影響範囲)を付して発表する。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」(略称は「火口周辺警報」)として発表する。なお、「噴火警報(居住地域)」は特別警報に位置づけられる。

(イ) 噴火予報

噴火警報の解除を行う場合や、静穏(平常)な状態が続くことを周知する場合等に発表する。

(ウ) 降灰予報

噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報。

(エ) 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報および降灰予報以外に、火山活動の状況等を周知するために発表する。

a 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。

b 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月または必要に応じて臨時に発表する。

c 週間火山概況

過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。

d 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

e 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

(オ) 噴火予報及び噴火警報の構成・内容

a 火山名

b 予報または警報の名称

c 発表年月日時分(年には元号を用いる)

d 発表担当官署等名

e 見出し

第4章 災害応急対策計画

f 本文

- (a) 火山活動の状況及び予報・警報事項
- (b) 対象市町村等
- (c) 防災上の警戒事項等
- (d) その他必要と認める事項

エ 噴火警報の通報

- (ア) 青森地方気象台は、噴火警報を他の機関に先立って県に通報する。
- (イ) 青森地方気象台は、県、県警察本部、青森海上保安部、青森河川国道事務所、放送機関及びその他必要と認める機関に速やかに通報する。
- (ウ) 県は、青森地方気象台から受けた情報に基づき、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係市町村及び関係機関に対し、通報または要請する。
- (エ) 放送機関は、必要に応じ、県民への周知を図るため、放送時間、放送回数を考慮の上、放送する。
- (オ) 市は、必要に応じ、ただちに住民及び関係する公私の団体に周知する。

(5) 火災警報の発令

弘前地区消防事務組合管理者は、青森地方気象台が発表する火災気象通報を受けた場合または火災の予防上危険であると認めた場合、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため、火災警報を発令し、発令を要しない状況になってから1時間以上経過したとき解除する。

火災気象通報の発令基準

1. 実効湿度が67%以下で、最小湿度が40%より下がり最大風速7 m/s を超える見込みのとき
 2. 平均風速が13m/s 以上の見込みのとき
- ただし、雨または雪を伴う場合は通報しないことがある。

(6) 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報

ア 災害が発生するおそれのある異常現象は、次のとおりである。

区 分		現 象	備 考
気象に関する事項		著しく異常な気象現象	竜巻、なだれ、強い降雹等
地 象 に 関 す る 事 項	火山関係	噴火及びそれに伴う降灰砂	爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流、降灰砂等
		噴火以外の火山性異常現象	
		火山地域での地震の群発	山崩れ、地割れ、土地の昇沈等
		〃 鳴動の発生	噴火孔、火孔の新生、拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、臭、温度、昇華物等
		〃 顕著な地形変化	
		噴火、噴煙の顕著な異常変化	噴火孔、火孔の新生、拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、臭、温度、昇華物等
		火山地域での湧泉の顕著な異常変化	湧泉の新生、枯渇、量、臭、色、味、濁度、温度等
		火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大、移動及びそれに伴う草地の立ち枯れ等	
		火山付近の海岸、湖沼、河川の水の顕著な異常変化	量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇

イ 通報及び措置

- (ア) 発見者の通報
異常現象を発見した者は、市長または警察官に通報する。
- (イ) 警察官の通報
通報を受けた警察官は、直ちに市長に通報するとともに、警察署に通報する。
- (ウ) 市長の通報
通報を受けた市長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。
なお、危険が切迫している場合は、危険区域の住民等に周知し、予想される災害が隣接する市町

第4章 災害応急対策計画

村に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町村に通報する。

a 青森地方気象台（017-741-7411）

b 県（防災消防課 017-734-9089）

(エ) 通報を受けた県（防災消防課）は、災害の予防、未然防止または拡大防止のため、必要に応じ、関係機関に通報するとともに、庁内各部局に通報する。

各部局は、必要に応じそれぞれ出先機関に通報する。

(7) 庁内の伝達方法

ア 関係機関から通報される気象予報・警報等は、勤務時間内は防災安全課長が、勤務時間外は警備員または日直職員が受領する。

イ 警備員または宿日直員が受領した場合は、直ちにあらかじめ定めた方法により関係課長に伝達する。

ウ 気象予報・警報等を受領した防災安全課長は、市長に報告するとともに、その指示を得て関係機関及び一般住民に通報する。

エ 関係機関等への通報は、次表のとおりとする。

伝達責任者	伝達		先等		伝達内容
	伝達先	電話番号	伝達方法		
			勤務時間内	勤務時間外	
防災安全課長	庁内各課 総合支所 教育委員会	各庁内 電話番号	庁内放送、電話、使送、防災無線、庁内 LAN	関係課長へ電話	特別警報、津波警報を除くすべての警報及び特に必要と認める注意報
農業政策課長	つがる弘前農業協同組合 津軽みらい農業協同組合 (石川支店) 相馬村農業協同組合	28-1111 92-3311 84-3215	(FAX番号) (28-3699) (92-3000) (84-3497)	受領責任者へ電話	特別警報、特に必要と認める警報及び注意報

オ 一般住民に対する周知方法は、次のとおりとする。

市は、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知または警告をする。この際、要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮するものとする。

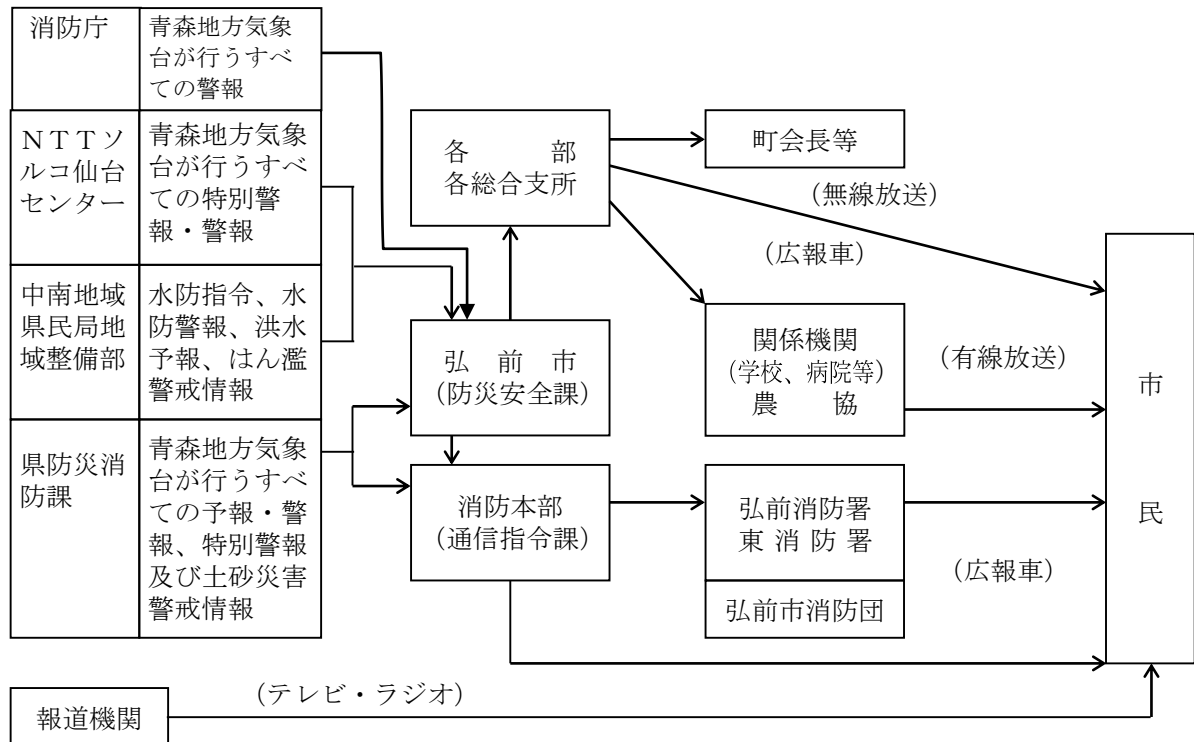
通報責任者	周知先	周知方法	通報内容
広聴広報課長	市全住民	防災行政無線、広報車、消防車、ホームページ、一斉配信メール等	特別警報及び特に必要と認める警報
農業政策課長	農村地区住民	農業協同組合の有線放送施設 防災行政無線	霜注意報、強風注意報、低温注意報、乾燥注意報、着雪着氷注意報

(参考) 有線放送施設の状況 資料編 〔表〕4-1-1

第 4 章 災害応急対策計画

(8) 関係機関との伝達系統

気象予報・警報等に係る関係機関との伝達系統は、おおむね次のとおりとする。



備考 火災警報の発令は、消防法第 22 条の規定に基づき、弘前地区消防事務組合管理者が行う。

第2節 情報収集及び被害等報告

風水害等の災害情報及び被害状況を迅速かつ確実に収集し、通報、報告するために必要な体制の確立を図るものとする。

1 実施責任者

市長は、災害情報及び被害状況を住民等の協力を得て迅速かつ的確に調査収集し、県その他関係機関に通報、報告する。

2 情報の収集、伝達等

市長は、積極的に職員を動員し、または関係機関の協力を得て、災害応急対策を実施するために必要な情報及び被害状況を次の段階ごとに収集するとともに、速やかに県及び関係機関に伝達する。

(1) 警報等が発表され災害が発生するおそれがある段階

ア 災害情報の収集

市長は、警報等が発令され災害が発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、市職員をもって情報把握に当たらせるとともに、消防機関等及び町会などの協力を得て情報を収集し、その結果を県（防災消防課）に報告する。

(ア) 消防事務組合における情報収集先（窓口：消防本部通信指令課）電話 3 2 - 5 1 0 1

署・分署名	職 名	住 所	連 絡 方 法
弘前消防本部	通信指令課長	本町 2 - 1	電話 3 2 - 5 1 0 1
弘前消防署	署 長分	〃	〃 3 2 - 5 1 9 9
〃 藤代分署	署 長	浜の町東三丁目 1 - 1 1	〃 3 4 - 1 3 1 7
〃 西北分署	分署長	小友字神原 3 7 1 - 2	〃 9 3 - 3 3 1 0
〃 西分署	分署長	鳥井野字宮本 1 5 1	〃 8 2 - 3 3 1 1
〃 目屋分署	分署長	西目屋村田代字神田 5 6	〃 8 5 - 3 1 1 9
東消防署	署 長分	城東中央五丁目 6 - 1 1	〃 2 7 - 1 1 5 1 ~ 2
〃 枅形分署	署 長	豊原一丁目 3 - 9	〃 3 3 - 4 3 1 1

(イ) 弘前市消防団における情報収集先（窓口：防災安全課）

消防団本部				
第 1 方面団	第 2 方面団	第 3 方面団	第 4 方面団	第 5 方面団
北地区団長 西地区団長 南地区団長 東地区団長	清水地区団長 和徳地区団長 豊田地区団長 堀越地区団長 千年地区団長 石川地区団長	藤代地区団長 東目屋地区団長 船沢地区団長 高杉地区団長 裾野地区団長 新和地区団長	岩木南地区団長 岩木東地区団長 岩木西地区団長	相馬地区団長

(ウ) アマチュア無線による情報収集

防災安全課内にアマチュア無線機を設置し、情報収集にあたる。

イ 災害情報の内容

(ア) 災害が発生するおそれがある場所

(イ) 今後とろうとする措置

(ウ) その他災害応急対策上必要と見込まれる事項

第4章 災害応急対策計画

ウ 市職員、弘前地区消防事務組合職員の巡視

次の警報等が発表された場合は、各課担当課員・弘前地区消防事務組合職員は速やかに巡回車等により、被害の発生するおそれのある箇所等を巡回する。

警報名	危険箇所等	担当課	備考
大雨警報 洪水警報 暴風警報	河川危険箇所、道路注意箇所	建設政策課	左記の警報のほか、青森地方気象台等から発表される気象情報により、必要に応じ危険箇所を巡回する。
	ため池危険箇所、農業用水路、農道・林道注意箇所（工事箇所含む。）	農村整備課	
	急傾斜地崩壊危険箇所、道路注意箇所	道路維持課	
	下水道工事箇所、下水道施設	上下水道部 工務課 下水道施設課	
	水道工事箇所、水道施設	上下水道部 工務課 上水道施設課	
	水防警戒箇所 等	消防署	
大雪警報 暴風雪警報	道路注意箇所、なだれ危険箇所 等	農村整備課 道路維持課 建設政策課 (消防署)	

エ 災害情報の報告

市長（防災安全課）は、収集した情報をとりまとめ、知事（防災消防課）に報告する。

(2) 災害が発生し、または被害が拡大するおそれがある段階

ア 被害状況の収集

- (ア) 各課の職員は、災害による参集途上において、可能な範囲で被害情報等を収集する。
- (イ) 各課は、業務分担に基づき所管に係る施設等の被害状況を調査する。
- (ウ) 被害情報の収集に当たっては、必要に応じ、県防災消防課等に対し、ヘリコプターからの情報収集を要請する。
- (エ) 災害が発生した場合において、一回の調査では正確な被害の実態が掌握できないときには、再度の調査により順次精度を高め、速やかに調査を完了させる。
- (オ) 調査にあたって正確を期するため、必要に応じ、町会その他関係者の協力を得て行う。
- (カ) 人的被害及び住家被害の調査は災害救助の基礎となるものであるから、毎戸調査を原則として、迅速かつ正確を期す。

（参考）

災害救助法の適用基準	資料編	〔定〕 4－2－1
災害救助法による救助の程度、方法及び期間	資料編	〔定〕 4－2－2
災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（青森県）	資料編	〔定〕 4－2－3

イ 収集すべき情報

- (ア) 人命危険の有無及び人的被害発生状況
- (イ) 建築物等の被害発生状況
- (ウ) 道路、鉄道の被害発生状況
- (エ) ライフラインの被害発生状況
- (オ) 急傾斜地等の被害発生状況、崩壊危険性等の状況
- (カ) 火災の発生状況、延焼状況
- (キ) 避難の必要性の有無及び避難状況
- (ク) 医療機関の対応状況

第4章 災害応急対策計画

ウ 被害状況の調査等

被害調査区分	調査担当責任者	調査担当責任者補佐	協力団体名
一般被害及び応急対策状況の総括	防災安全課長	岩木総合支所総務課長 相馬総合支所総務課長	
道路、河川、下水道等の土木施設及び農業集落排水施設被害	建設政策課長 上下水道部総務課長	道路維持課長 工務課長 下水道施設課長 岩木総合支所総務課長 相馬総合支所総務課長	
水道施設被害	上下水道部総務課長	工務課長、上水道施設課長	
公共建築物の被害	財産管理課長		
人、住家等の被害	資産税課長	市民税課長 収納課長 岩木総合支所民生課長 相馬総合支所民生課長	町会長等
農業関係被害	農業政策課長 りんご課長 農村整備課長		農業協同組合、 農業共済組合、 土地改良区
林業関係被害	農村整備課長		森林組合
水産業関係被害	農業政策課長	商工政策課長	漁業協同組合等
商工業、観光施設関係被害	商工政策課長 観光政策課長	産業育成課 国際広域観光課 岩木総合支所総務課長 相馬総合支所総務課長	商工会議所 商工会
学校関係被害	学校企画課長 学務健康課長		
社会福祉関係被害	福祉政策課長 子育て支援課長 介護福祉課長	岩木総合支所民生課長 相馬総合支所民生課長	各施設の長
社会教育関係及び文化関係施設被害	生涯学習課長		
文化財関係被害	文化財課長		
医療施設被害	健康づくり推進課長		
生活衛生施設被害	環境管理課長		
社会体育関係施設被害	文化スポーツ振興課長		

エ 被害状況の報告等

(ア) 弘前地区消防事務組合の情報収集・伝達責任者は、119番通報が殺到する状況等の情報を県（防災消防課）及び国（消防庁応急対策室）に報告する。

組織名	回線種別	電 話		ファックス	
防災消防課	N T T回線	017-734-9088 017-734-9089		017-722-4867 017-734-8017	
	防災情報ネットワーク	8-810-1-5812 8-810-1-5813		文書データ伝送	
消防庁 応急対策室		平日(9:30-18:15)	左記以外(宿直室)	平日(9:30-18:15)	左記以外(宿直室)
	N T T回線	03-5253-7527	03-5253-7777	03-5253-7537	03-5253-7553
	地域衛星通信ネットワーク	(8-) 048-500-90-49013	(8-) 048-500-90-49102	(8-) 048-500-90-49033	(8-) 048-500-90-49036

第4章 災害応急対策計画

- (イ) 各課は、収集した被害状況を、県関係出先機関等（県に連絡できない場合は、国（消防庁応急対策室））に逐次報告するとともに、防災安全課へ報告する。

防災安全課は、その被害状況のとりまとめ結果及び次の状況を県（防災消防課）に総合防災情報システム等により報告する。

- a 人命危険の有無及び人的被害（行方不明者の数を含む。）の発生状況
- b 火災等の二次災害の発生状況、危険性
- c 避難の必要の有無または避難の状況
- d 住民の動向
- e その他災害の拡大防止措置上必要な事項
- f 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報収集に努める。

オ その他

次に該当する火災・災害等については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）

(ア) 火災等即報

a 交通機関の火災

航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの

- (a) 航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）
- (b) 大型タンカー火災、港湾内のタンカー火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）
- (c) トンネル内車両火災
- (d) 列車火災

b 危険物等に係る事故

- (a) 死者（交通事故によるものを除く。）または行方不明者が発生したもの
- (b) 負傷者が5名以上発生したもの
- (c) 危険物等を貯蔵または取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内または周辺で500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたものまた
- (d) 危険物等を貯蔵または取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - ・500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- (e) 市街地または高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- (f) 市街地または高速道路上において発生したタンクローリー火災

c 原子力災害等

- (a) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (b) 原子力災害特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市長にあったもの
- (c) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素または放射線の漏えいがあったもの
- (d) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (e) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等または緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

(イ) 救急・救助事故即報

死者及び負傷者が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- a 列車、航空機の衝突、転覆等による救急・救助事故
- b バスの転落等による救急・救助事故
- c ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- d 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- e その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

(ウ) 武力攻撃災害即報

- a 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害
- b 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険

第4章 災害応急対策計画

が切迫していると認められるに至った事態

(エ) 災害即報

地震が発生し、市の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

【被害調査報告分担区分】

調査・報告事項	様式番号	市における調査分担区分	県への報告先	
			県出先機関経由	主管課
被害実態調査票（個票）	1	資産税課、市民税課、収納課、岩木総合支所民生課、相馬総合支所民生課		
被害者名簿	2	資産税課、岩木総合支所民生課、相馬総合支所民生課		
災害即報・災害確定報告	3	防災安全課、岩木総合支所総務課、相馬総合支所総務課		防災消防課
被害状況調（人・住家の被害）	4	防災安全課、福祉政策課、岩木総合支所総務課、相馬総合支所総務課	中南地域県民局地域健康福祉部福祉総室・福祉こども総室	健康福祉政策課
救助の実施状況	5	福祉政策課	〃	〃
医療施設被害	6	健康づくり推進課	中南地域県民局地域健康福祉部保健総室	医療薬務課
廃棄物処理施設被害	7	環境管理課		環境政策課
防疫の実施状況	7	〃	中南地域県民局地域健康福祉部保健総室	保健衛生課
生活衛生施設被害	7	〃	〃	〃
水道施設被害	7	上下水道部総務課	〃	〃
水稻被害	8、9	農業政策課	中南地域県民局地域農林水産部	農産園芸課
りんご・特産果樹被害	10、11	りんご課	〃	りんご果樹課
畑作・野菜・花き・桑樹被害	12	農業政策課	〃	農産園芸課
畜産関係被害	13、14	〃	〃	畜産課
農業関係共同利用施設被害	15、16	〃	〃	構造政策課、農産園芸課、りんご果樹課、畜産課
農業関係非共同利用施設被害及び地方公共団体施設被害	17	〃	〃	〃
農業協同組合及び農業協同連合会の在庫品被害	18	〃	〃	団体経営改善課
農地及び農業用施設の被害	19	農村整備課	〃	農村整備課
林業関係被害	20-1、-2	〃	〃	林政課
水産業関係被害	21	農業政策課、商工政策課	〃	水産振興課
商工業被害	22	商工政策課、岩木総合支所総務課、相馬総合支所総務課		商工政策課
観光施設被害	22	観光政策課、岩木総合支所総務課、相馬総合支所総務課		観光企画課
土木施設被害(国、県、市別)	23	建設政策課、都市政策課、上下水道部総務課、岩木総合支所総務課、相馬総合支所総務課	中南地域県民局地域整備部	河川砂防課、道路課、都市計画課

第4章 災害応急対策計画

調査・報告事項	様式番号	市における調査分担区分	県への報告先	
			県出先機関経由	主管課
文教関係被害	24	教育政策課	中南教育事務所	教育庁教育政策課（私立学校）総務学事課
福祉施設被害	25	福祉政策課、介護福祉課、子育て支援課、岩木総合支所民生課、相馬総合支所民生課	中南地域県民局地域健康福祉部福祉総室	健康福祉政策課
その他の公共施設被害	26	当該各課		担当課

備考 被害調査報告様式については、資料編を参照

(3) 災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階

ア 防災安全課は、災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階で様式1～4（資料編）により、災害状況を逐次県（防災消防課）に報告するとともに、県の各部局には上記(2)の被害調査報告分担区分により被害内容等について報告する。また、必要に応じ次の状況を関係機関に報告する。

(ア) 被害の状況

(イ) 避難の勧告・指示または警戒区域の設定状況

(ロ) 避難所の設置状況

(ハ) 避難生活の状況

(ニ) 救護所の設置及び活動状況

(ホ) 傷病者の収容状況

(ヘ) 観光客等の状況

(ニ) 応急給食・給水の状況

(ケ) その他

a 弘前市以外の医療機関への移送を要する負傷者の状況

b 弘前市以外の医療機関または介護老人保健施設への移送を要する入院者、入所者の状況

c その他

イ 被害報告区分

被害報告区分は次のとおりとする。

区 分		認 定 基 準
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者 軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世 帯	生計を一にしている実際の生活単位
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能をそう失したもの、すなわち、住家の全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部をそう失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな損壊は除く。

第4章 災害応急対策計画

区 分		認 定 基 準
非住家被害	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木等のたい積等により一時的に居住することができないもの。
	床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
	非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他の被害	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没及び冠水	田の例に準ずる。
	文 教 施 設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校及び特別支援学校における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋 梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	砂 防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道	上水道または簡易水道で断滅水している戸数のうち、最も多く断滅水した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 塀	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。
り 災 世 帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り 災 者		り災世帯の構成員とする。
公立文教施設		公立の文教施設とする。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象施設となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道及び公園とする。
その他の公共施設		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
農 産 被 害		農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

第4章 災害応急対策計画

区 分		認 定 基 準
その他	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

- ・損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を修復し得ない状況に至ったものをいう。
- ・主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

3 災害確定報告

各課は、応急対策が終了した後速やかに被害の確定報告を県関係出先機関等に報告する。
市（防災安全課）は、その確定状況を取りまとめて、県（防災消防課）に報告する。

4 報告の方法及び要領

(1) 方法

- ア 被害状況等の報告は、総合防災情報システム、防災情報ネットワーク、固定電話、ファックス、衛生携帯電話等、最も迅速確実な方法により行う。報告を的確に行うため、総合防災情報システムの地理情報システム等を有効に活用するとともに、災害現場映像情報を収集伝達する。
- イ 固定電話が途絶した場合は、防災情報ネットワークシステムまたは警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。
- ウ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

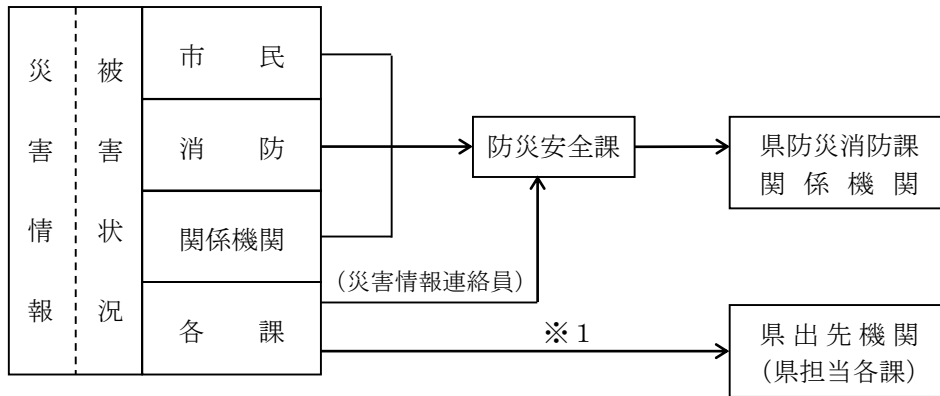
(2) 要領

- ア 被害報告については、速やかな応急対策を実施するため、災害が発生後、直ちに災害の概要・災害対策本部の設置状況等を報告する。
- イ 被害程度の事項別報告は、緊急を要するもの、または特に指示があった場合を除き、一日一回以上行う。
- ウ 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。
- エ 県への報告にあたっては、総合防災情報システムに被害や避難の状況を入力するとともに、地図上に被害箇所を入力して行う。また、防災ヘリ緊急運航要請及び資機材の応援要請等についても総合防災情報システムに入力して行う。

第4章 災害応急対策計画

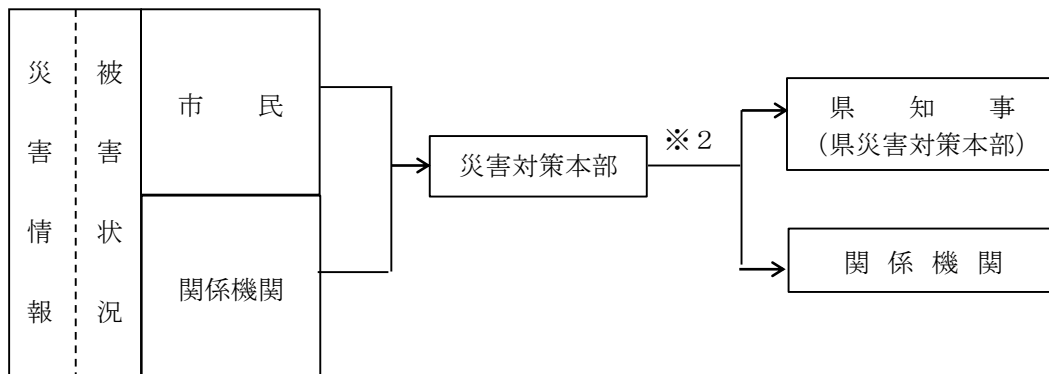
5 情報の収集・報告の系統図

(1) 災害対策本部設置前



※1 各課の情報収集・報告は、被害調査報告分担区分による。

(2) 災害対策本部設置後



※2 災害対策本部の各班の情報収集・報告は、被害調査報告分担区分による。

第3節 通信連絡

風水害等の災害時において各機関相互の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備を図る。また、夜間休日においても対応できる体制の整備を図る。

1 実施責任者

災害時における通信連絡は、関係機関の協力を得て、市長が行う。

2 通信連絡手段

市は、災害時における通信連絡を的確に伝達するため、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール等必要な通信手段を確保するとともに、情報の質・内容に応じてそれらの通信手段の機能を活かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

- (1) 防災情報ネットワークを活用し、県と直接情報連絡を行う。
- (2) 保有する防災行政無線を基幹として、その他の手段の活用により、当該地域の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間に通信連絡システムを整備し情報連絡を行う。
- (3) 災害に関する情報の収集伝達を円滑に処理するため、管内の警察署・消防署等の協力を得て情報連絡を行う。
- (4) 災害に関する緊急通信が必要な場合は、一時的には公衆電気通信設備により確保するが、その利用ができない場合、災害時優先電話の利用等による電気通信設備の優先利用、防災関係機関等の無線による非常通信の利用、専用通信施設の利用など、各種通信手段の活用により通信連絡を行う。

3 連絡方法

- (1) 市は、いつでも通信連絡ができるよう通信連絡体制を確立する。特に、夜間・休日における通信連絡体制を確立しておく。
- (2) 上記連絡の責任者を選任し、情報の収集、伝達に当たらせる。
なお、通信連絡責任者の氏名等は、あらかじめ県（防災消防課）に報告しておく。

4 通信連絡

(1) 防災情報ネットワーク

光イーサ回線や衛星携帯電話回線等により、県と市、消防本部、県合同庁舎、県出先機関及び防災関係機関を有機的に結び、災害時の情報収集、伝達を行う。

(2) 電気通信設備（電話・電報）の優先利用

ア 災害時優先電話

- (ア) 災害時において電話がふくそうした場合、防災機関が防災活動や救護活動を行なうときに支障をきたさないよう、災害時優先電話を利用して通信連絡を行う。
- (イ) 各機関は、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ等の通信事業者から災害時優先電話の指定を受けておき、その電話番号、設置場所、利用方法を組織内に周知しておく。

イ 非常・緊急電報

災害時において、通信設備が壊れるかまたはふくそうしてかかりにくい場合、災害の予防若しくは救援、交通、電話等の確保または社会秩序の維持のため必要な事項及びその他災害に関し公共の利益のため緊急に通信することを要する電報については、「非常または緊急電報」として取扱い、他の交換手扱い電報に優先して配達することとなっており、これらの電報を活用して通信連絡を行う。

通信依頼先	依頼方法	担当責任者	手 続
東日本電信電話 ㈱青森支店	非常電報 緊急電報	財産管理課長	・申し込み受付番号は115番 ・「非常電報」または「緊急電報」である旨告げる。または発信紙空白に「非常」または「緊急」を朱書する。 ・必要理由、事情を告げる。

(3) 無線等設備の利用

災害時において、電気通信設備を利用することができないとき、または利用することが著しく困難なときは、衛星携帯電話や市の無線設備を利用するとともに、防災関係機関の無線設備及び専用電話設備を利用して通信を確保する。

第4章 災害応急対策計画

ア 市有無線設備

市有無線設備（資料編 〔表〕4-3-1）は、別に定める無線運用管理要領に基づいて運用する。

イ 非常通信の利用

災害時において、有線通信を利用できない場合またはこれを利用することが著しく困難な場合は、おおむね次に掲げる防災機関の無線通信施設を利用する。この利用にあたって必要な手続等については、あらかじめ協議し、定めておく。

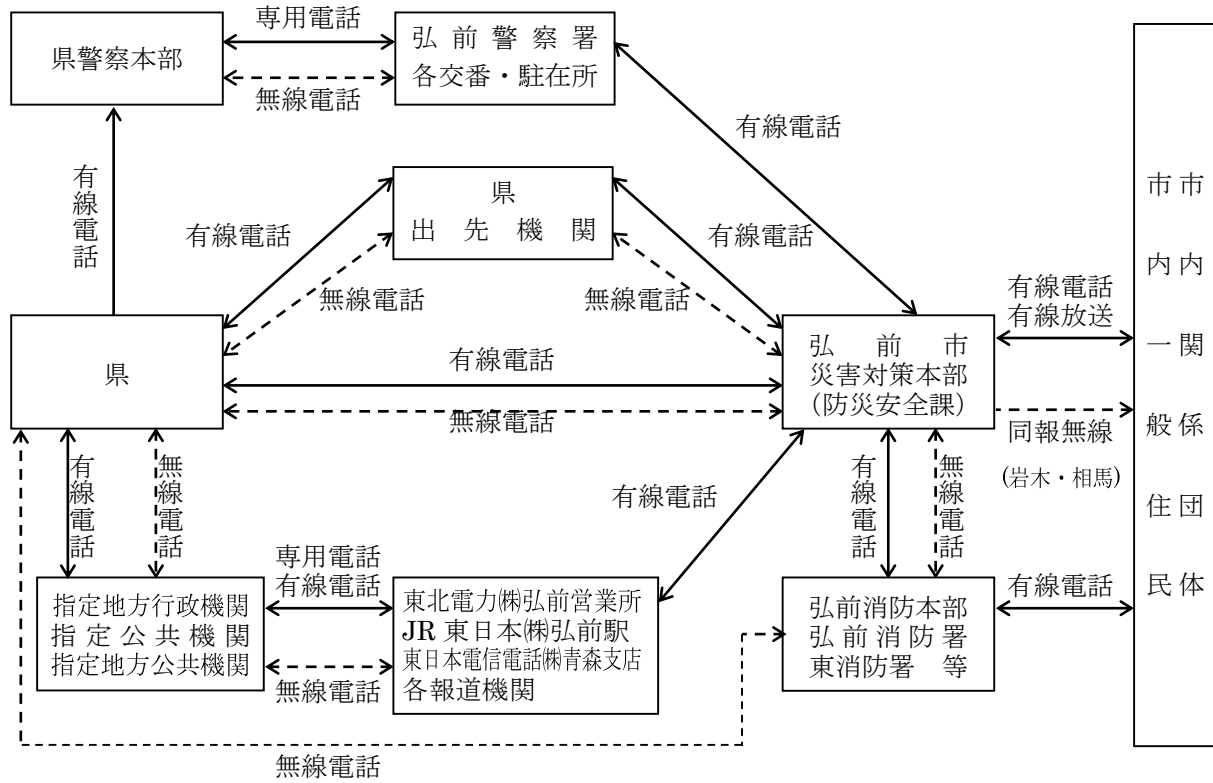
無線通信施設	通信依頼先	通信依頼先所在地	電話番号	備 考
消防無線	消防本部通信指令課	本町 2-1	32-5101	
警察無線	弘前警察署	八幡町三丁目 3-2	32-0111	交番、駐在所の設備を含む。 警察ルート
東北電力無線	東北電力(株)弘前営業所総務課	本町 1	32-0238	電力ルート
国土交通省無線	東北地方整備局青森河川国道事務所 弘前国道維持出張所	城東中央五丁目 6-10	28-1315	建設ルート
東日本電信電話(株)無線	東日本電信電話(株)青森支店設備運営・災害対策担当	青森市橋本 2 丁目 1-6	017-774-9550	
アマチュア無線	J A 7 Y T X アマチュア無線 弘前市役所クラブ事務局	基地局 弘前市防災安全課内に設置		

(4) 専用通信設備の利用

災害時において、電気通信設備の利用ができない場合または緊急に通信の必要がある場合は、おおむね次に掲げる専用通信設備の利用を図る。この利用にあたって必要な手続き等については、あらかじめ協議し、定めておく。

専用通信施設	通信依頼先	通信依頼先所在地	電話番号	備 考
消防電話	消防本部通信指令課	本町 2-1	32-5101	
警察電話	弘前警察署警備課	八幡町三丁目 3-2	32-0111	交番、駐在所の設備を含む。
電気事業電話	東北電力弘前営業所総務課	本町 1	32-0238	
鉄道電話	J R 東日本(株)弘前駅事務室	表町 1-1	32-0174	

4 災害通信利用系統図



備考 有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、使送により通信、連絡を行う。

第4節 災害広報・情報提供

風水害等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、社会秩序の維持及び民心安定を図るため、観光客等にも配慮しながら、災害情報、事前措置、住民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を図るものとする。

1 実施責任者

- (1) 市長は、一般住民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知させるため、災害情報を総括する班を設けるとともに、災害の規模・態様に応じた広報を行い、災害が終息したときは必要に応じて住民相談所を開設する。
- (2) 防災関係機関は、それぞれの所掌により、一般住民等に対し、災害情報等の周知に努める。

2 広報担当

- (1) 市長が行う災害広報に関する担当は、次のとおりとする。

区 分	責 任 者	広 報 先	連 絡 方 法
広聴広報班長	広聴広報課長	住 民	広報車、防災行政無線（同報無線）、有線放送、ホームページ等
対策調整班長	防災安全課長	報 道 機 関 防災関係機関 庁 内	口頭、FAX 電話、FAX 庁内放送、庁内電話

- (2) 防災関係機関連絡先

機 関 名	電 話	担当課
弘前警察署	3 2 - 0 1 1 1	警備課
弘前地区消防事務組合消防本部	3 2 - 5 1 0 1	通信指令課
陸上自衛隊第39普通科連隊	8 7 - 2 1 1 1 内線236(夜間内線302)	第3科

3 災害広報の要領

- (1) 市長は、防災関係機関及び報道機関と緊密な連絡を行い、正確な情報の把握に努める。
- (2) 市の実施する広報は、広聴広報班長（広聴広報課長）に連絡する。
- (3) 広聴広報班長は、災害情報等の広報資料を収集するとともに、特に報告、記録等に供する写真の収集または撮影に努める。
- (4) 災害広報において重点をおく事項は、次のとおりとする。
 - ア 災害対策本部の設置に関する事項
 - イ 災害の概況
 - ウ 市及び各防災関係機関の応急措置に関する事項
 - エ 避難の勧告、指示
 - オ 電気、ガス、水道等供給の状況
 - カ 防疫に関する事項
 - キ 火災状況
 - ク 医療救護所の開設状況
 - ケ 給食、給水の実施状況
 - コ 道路、河川等の公共施設の被害状況
 - サ 道路交通等に関する事項
 - シ 二次災害を含む被害の防止に関する事項
 - ス 一般的な住民生活に関する情報
 - セ 社会秩序の維持及び民心の安定のため必要な事項
 - ソ その他必要な事項
- (5) 報道機関への発表は、次のとおりとする。
 - ア 報道機関への発表資料は広聴広報班長が取りまとめる。
 - イ 発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に連絡し、発表する。
- (6) 住民への広報
 - 住民に対する広報は、おおむね次の方法のうち、利用できる方法を効果的に用いることにより、迅速、的確かつわかりやすく行う。
 - ア 防災行政無線（同報無線）、有線放送等の設備による広報

第4章 災害応急対策計画

- イ コミュニティFM放送による広報
- ウ 広報車による広報
- エ 報道機関による広報
- オ 広報紙の掲示、配布
- カ 避難所への職員の派遣
- キ その他インターネットのホームページやSNS、アマチュア無線の活用等

4 住民相談所の開設等

- (1) 災害が収束したときは、必要に応じ、市民協働政策課長は被災地域に臨時住民相談所を開設し、住民の相談要望等を聴取して速やかに関係各課に連絡し、早期解決に努める。
- (2) 市長は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受けることのできる体制の整備に努めるものとする。
- (3) 市長は、災害種別ごとの安否情報について県等防災関係機関とあらかじめ協議し定めた方法により広報するよう努める。また、個人の安否情報伝達に有効な、災害伝言ダイヤル（171番）の活用を住民に周知するよう努める。

5 避難住民への情報提供

避難住民への情報ルートを確立し、伝達手段（避難所巡回員等による伝達、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、インターネット等）を確保して必要な情報を提供する。

第5節 避難

風水害等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合において災害から住民を保護するため、警戒区域の設定等さらには危険区域内の住民を適切に安全地域に避難させるとともに、必要に応じ避難所を開設し、避難者を保護するものとする。

1 実施責任者

(1) 避難の勧告及び指示

避難のための立退きの勧告、指示並びに避難所の開設及び収容保護は市長が行う。

ただし、市長と連絡がとれない場合は副市長がこれを行うものとする。（法律などに定めのある場合の避難の勧告及び指示を除く。）

なお、法律に定める特別の場合は、避難の勧告及び指示を市長以外の者が実施する。

実施責任者	内 容（要 件）	根 拠 法
市 長	災害全般	・災害対策基本法第 60 条
警 察 官	災害全般（ただし、市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるときまたは市長から要求があったとき。）	・災害対策基本法第 61 条 ・警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 4 条
知 事	災害全般（ただし、災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき。）	・災害対策基本法第 60 条
自 衛 官	〃（警察官がその場にいない場合に限る。）	・自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 94 条
知事またはその命を受けた県の職員 水防管理者（市長）	洪水によるはん濫からの避難の指示	・水防法第 29 条
知事またはその命を受けた職員	地すべりからの避難の指示	・地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 25 条

(2) 避難所の設置

避難所の設置は、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が行う。

(3) 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、市長が行う。

なお、法律に定める特別の場合は、市長以外の者が実施する。

実施責任者	内 容（要 件）	根 拠 法
市 長	災害全般 災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合で人の生命または身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき。	・災害対策基本法第 63 条
警 察 官	災害全般 同上的場合においても、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないときまたはこれらの者から要求があったとき。	・災害対策基本法第 63 条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般 同上的場合においても、市長等、警察官がその場にいないとき。	・災害対策基本法第 63 条
消防吏員または消防団員	水害を除く災害全般 災害の現場において、活動確保をする必要があるとき。	・消防法第 28 条 ・ 〃 第 36 条
水防団長、水防団員または消防機関に属する者	洪水 水防上緊急の必要がある場合	・水防法第 21 条

第4章 災害応急対策計画

2 避難の勧告、指示等の基準

住民を避難させるに当たっては、そのときの情勢を検討しおおむね次の基準により行い、危険の切迫性に応じ伝達文の内容を工夫するなど、積極的な避難行動の喚起に努める。特に、危険が切迫する前に十分な余裕をもって、避難の勧告・指示等を行う。

避難の勧告等は、おおむね次のとおりである。

なお、勧告等の具体的な発令等の基準については別に定める。

種 別	基 準
避難準備情報	ア 気象予報・警報、土砂災害警戒情報等が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき。 イ 災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、事前に避難準備することが適当であるとき。 ウ 上記の場合において、特に避難行動に時間を要する要配慮者等に対する避難行動支援対策を行う必要があるとき。
避難勧告	ア 避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。 イ 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。
避難指示	ア 避難勧告より状況が悪化し緊急に避難を要すると認められるとき。 イ 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。

3 避難勧告等の伝達

避難についての住民に対する周知徹底の方法、内容及び関係機関に対する伝達は、次のとおりとする。

なお、危険の切迫に応じ伝達文の内容を工夫するなど、積極的に避難行動の喚起に努める。

(1) 周知徹底の方法、内容

ア 避難指示等の伝達は、最も迅速かつ的確に住民に周知できる方法により実施するが、概ね次の方法による。

(ア) 信号（警鐘、サイレン）により伝達する。

洪水による避難の勧告、指示は、次の信号による。

警 鐘 信 号	サ	イ	レ	ン	信 号
	約1分		約5秒		約1分
乱 打	○ —		休止		○ —

(イ) ラジオ、テレビ放送により伝達する。

(ウ) 防災行政無線（同報無線）、有線放送により伝達する。

(エ) 広報車により伝達する。

(オ) 避難事務担当の市職員（生活福祉課職員等）による戸別訪問、ハンドマイク等により伝達する。

(カ) 電話により伝達する。

イ 市長等避難の勧告、指示をする者は、次の内容を明示して実施する。

(ア) 避難が必要である状況

(イ) 危険区域

(ウ) 避難対象者

(エ) 避難経路

(オ) 避難所

(カ) 移動方法

(キ) 避難時の留意事項

(参考) 避難事務担当の市職員は、避難にあたり次の事項を住民に周知徹底する。

・戸締り、火気の始末を完全にする。

・携帯品は、必要な最小限のものにすること。

（食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、携帯電話（充電器を含む。）等）

・服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。

(2) 関係機関相互の通知及び連絡

第4章 災害応急対策計画

ア 避難の勧告または指示等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知または報告する。



(7) 市長が避難を勧告し、若しくは指示したときまたは他の実施責任者が避難の指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告する。

また、避難勧告等を解除した場合も同様とする。

この場合の報告事項は、概ね次のとおりとする。

- a 避難勧告等を発令した場合
 - 災害等の規模及び状況
 - 勧告・指示の別
 - 避難の勧告または指示をした日時
 - 勧告または指示をした地域
 - 対象世帯数及び対象人数
 - 避難所開設予定箇所数
- b 避難勧告等を解除した場合
 - 避難の勧告または指示を解除した日時

(i) 警察官が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を市長に通知する。

(ii) 水防管理者が避難の指示をしたときは、その旨を弘前警察署長に通知する。

(e) 知事またはその命を受けた職員が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を弘前警察署長に通知する。

イ 避難の勧告または指示を行ったときは、アのほか他の関係機関と相互に連絡をし協力する。

ウ 警戒区域の設定等を実施した警察官は、その旨を市長に通知する。

4 避難方法

避難の勧告、指示を行ったときの誘導等は、次のとおりとする。

(1) 原則的な避難形態

ア 避難の勧告または指示が発令された場合の避難の単位は、指定する避難所ごとになるべく一定地域または町会などの単位とする。

イ 避難の勧告または指示を発令するいとまがない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、住民は自ら判断し最寄りの最も安全と思われる場所への自主的避難に努める。

(2) 避難誘導及び移送

ア 誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、要配慮者の優先及び携行品の制限等に留意し、実施する。

イ 避難誘導員は、市職員、消防職団員、自主防災組織構成員等が当たることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

ウ 避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法（引き連れ法）、または避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指差したり、口頭で指示する方法（指差し法）のいずれか、あるいは併用により実施する。

エ 避難者の移送は、原則としてバス等による大量移送とする。

5 避難所の開設

市長は、避難勧告・指示等を決定したとき、または住民の自主避難を覚知したときは、洪水、土砂災害等の危険性に十分配慮しつつ、直ちに避難所を開設するとともに、住民等に対して周知徹底を図る。なお、開設に先立ち、開設予定避難所やそこへ至る経路が被害を受けていないかなどを確認するとともに、避難者を収容した後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。

避難者の収容に当たっては、収容対象者数、避難所の収容能力、収容期間等を考慮して収容を割り当てるとともに、避難所ごとの収容者の把握に努める。必要があればあらかじめ指定された施設以外の施設についても、所有者または管理者（以下この節において「施設管理者等」という。）の同意を得て避難所として開設する。

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、社会福祉施設等に避難所を設置したり、または民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(1) 事前手続き

ア 避難所に配置する職員については、あらかじめ市区域の各方面別に担当を定めておき、避難所の位

第4章 災害応急対策計画

置、動員方法、任務等について周知徹底する。

イ 避難所配置職員の員数は、避難所1か所当たり最低2人とし、収容状況により増員する。

ウ 避難所に配置する職員について、生活福祉班（生活福祉課）の職員と応援の職員とする。

(2) 避難所の開設手続き

ア 市長は、避難所を開設する必要があると認めるときは、生活福祉班長（生活福祉課長）に開設命令を発する。生活福祉班長（生活福祉課長）は、市長からの命令に基づいて、災害の規模、状況に応じ、安全かつ適切な場所を選定して避難所を開設し、直ちに職員を配置して所要の措置をとる。なお、学校が避難所にあてられた場合、校長は学校管理に必要な職員を確保して市の避難対策に協力するとともに、その旨を学校企画班（学校企画課長）に連絡する。避難所の事前指定等については、第3章第9節「避難対策」による。

イ 市長（防災安全課）は、避難所を開設した場合には、その状況を速やかに知事に報告する。

また、避難所を閉鎖した場合も同様とする。

この場合の報告事項は、概ね次のとおりとする。

(ア) 開設した場合

- a 避難所を開設した日時
- b 場所（避難所名）及び箇所数
- c 収容人数
- d 開設期間の見込み

(イ) 閉鎖した場合

- a 避難所を閉鎖した日時
- b 最大避難人数及びそれを記録した日時

(3) 避難所に収容する者

避難所に収容する対象者は次のとおりである。

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

イ 現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

ウ 避難の勧告、指示等が発せられた場合等で、現に被害を受けるおそれがある者

(4) 避難所開設期間

避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。

(5) 避難所における職員の任務

ア 一般的事項

(ア) 避難所開設の掲示

(イ) 収容者の受付及び整理

(ウ) 日誌の記入

(エ) 食料、物資等の受払及び記録

(オ) 避難者名簿の作成

イ 本部への報告事項

(ア) 避難所の開設（閉鎖）報告

(イ) 避難所状況報告

(ウ) その他必要事項

ウ 避難所の運営管理

(ア) 費用

避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(イ) 避難所の責任者及び連絡員の指定

a 避難所を開設したときは、避難所の管理責任者、連絡員を指定し、避難所の運営管理と収容者の保護に当たらせる。

b 避難所の管理責任者は、避難所における情報の伝達、食料、飲料水の給付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、女性の参画を推進する。

c 避難所におけるプライバシーを確保するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点及び要配慮者への配慮等を行い、良好な生活環境の確保に努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

d 避難者の健康を確保するため、医師、保健師、看護師等の救護班による巡回相談や心のケアの実施に努める。

e 避難所の周辺で在宅・車中・テント泊等をしている被災者の情報の把握に努め、訪問による健康相談や心のケアに努める。

f 避難所の衛生状態や暑さ・寒さ対策の必要性の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

第4章 災害応急対策計画

- g 避難所で生活せず、食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の把握に努める。
- h 避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。

6 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校及び社会福祉施設等の児童生徒等及び入所者等を集団避難させる必要があるときは、次の事項をあらかじめ定めた避難に関する要領により実施する。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難順位及び編成等
- (3) 誘導責任者及び補助者
- (4) 避難の要領、措置、注意事項等

7 警戒区域の設定

災害による生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは次により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立入りを制限、禁止し、またはその区域から退去を命ずる。

- (1) 時機を失することのないよう迅速に実施する。
- (2) 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。
- (3) 警戒区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。
- (4) 警戒区域の設定を明示する場合は、適当な場所に市名等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等の標示板、ロープ等で明示する。
- (5) 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。

ア 設定の理由

警戒区域とした理由を簡潔に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、住民に周知する。

イ 設定の範囲

「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、集落名等になるべくわかりやすく周知する。

8 孤立地区対策

市は、災害により孤立地区が発生した場合は、衛星携帯電話、市防災行政無線、地域防災無線、簡易無線機等による集落との連絡手段を早急に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被害状況等を把握して、住民の避難、支援物資の搬送など必要な対策を行う。

9 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な者が大量に発生した場合には、「むやみに移動を開始しない。」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者への支援を行う。

10 応援協力関係

- (1) 市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、県または市町村相互応援協定に基づき他市町村に対して、避難者の誘導及び移送の実施またはこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- (2) 市は、自ら避難所の開設が困難な場合、県または市町村相互応援協定に基づき他市町村に対して、避難所の開設について応援を要請する。
- (3) 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市町村の区域外への広域的な避難または応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、他市町村に協議し、または他都道府県の市町村への収容については、県に対して当該都道府県との協議を求める。

11 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第6節 消防

風水害等の災害時において、負傷者の救急・救助活動を実施するとともに、火災等による被害の軽減を図るため出火防止措置及び消防活動を行うものとする。

1 実施責任者

災害時における消火活動、救急・救助活動は、消防長が行う。

2 出火防止・初期消火

火災による被害を防止または軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、災害発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、各防災関係機関は、あらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

3 消火活動

消防長は適切かつ迅速な消火活動を行うほか、広域的な火災に対しては、消防隊の絶対数が不足するとともに、消防車等の通行障害が発生するため、消防力の重点投入地区を選定し、また、延焼防止線を設定するなど、消防力の効率的運用を図る。

4 救助・救急活動

災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防長は、医療機関、弘前市医師会、日本赤十字社青森県支部弘前市地区、弘前警察署と協力し、適切かつ迅速な救助・救急活動を行う。

5 市消防計画

災害時における消防本部及び消防署並びに消防団の部隊編成、緊急消防援助隊登録部隊の充実強化、実践的な訓練等を通じた人命救助活動等の支援等を含む具体的対策等については、市消防計画による。

6 応援協力関係

市長または弘前地区消防事務組合管理者は、自ら応急措置の実施が困難な場合、青森県消防相互応援協定その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

第7節 水防

洪水、浸水による被害の軽減を図るため、水防活動に万全を期するものとする。

1 実施責任者

災害時における水防活動は、水防管理者（市長）が行う。

2 監視、警戒活動

洪水の襲来が予想されるときは、水防管理者（市長）は直ちに河川、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒に当たるものとする。

また、水防団及び消防機関は、出水時に迅速な水防活動を実施するため、河川管理者、国及び県と連携し、現地における迅速な水防活動の実施のため、必要に応じ水防上緊急の必要がある場合において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入禁止、またはその区域からの退去を指示する。

3 水門、樋門の操作

水門、樋門、高圧または高位部の水路等の管理者は、洪水の襲来が予想されるときは、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。ただし、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

4 応急復旧

河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講ずるものとする。

5 水防活動従事者の安全確保

上記2～4の活動に当たっては、従事者の安全が図られるよう配慮する。

6 市水防計画

災害時における水防団の活動等具体的対策等については、市水防計画による。

7 弘前地区河川防災ステーション

災害時において、水防活動支援などの拠点施設として設けられている防災ステーションの資材や水防センター、情報管理センター等を活用するなど、災害対応等について、国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所と積極的な連携を図りながら実施する。

8 応援協力関係

市長は、自ら応急措置の実施が困難な場合、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

第8節 救出

風水害等による災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者または生死不明の状態にある者を救出し、または捜索し、被災者の保護を図るものとする。また、大規模・特殊災害に対応するため、平常時から高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

1 実施責任者

災害対策基本法その他法令に定められた応急対策実施責任者はもちろん、災害の現場にある者は、救出及び捜索を行う。

(1) 市長（消防長）（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）

災害により救出または捜索を要する事態が発生した場合は、弘前警察署その他の関係機関と連携を密にしながら救出または捜索を実施する。

2 救出方法

(1) 消防機関及び警察官等により救出隊を編成する。

(2) 救出現場には、必要に応じて救出現地本部を設置し、各機関との連絡、被災者の収容状況その他の情報収集を行う。

(3) 救出隊の数及び人員は、災害の態様に応じ市長等が指示する。

(4) 救出作業に特殊機械または特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況、災害の規模に応じて、知事に対し県防災ヘリコプターの運航要請または自衛隊への災害派遣要請の要求を行うほか、市内土木建設業者等に応援を要請して救出活動に万全を期する。

(5) 救出現場には負傷者の応急手当を行うため、必要に応じて救護班の出動を求める。

(6) 被災者救出後は、消防機関は速やかに医療機関へ搬送する。

(7) 消防機関は、健康づくり推進班（健康づくり推進課）の協力を得て医療機関の確保に努め、救急活動を円滑に実施する。

3 救出対象者

救出の対象として考えられる者は、おおむね次のとおりである。

(1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者

(2) 災害のため生死不明の状態にある者

4 救出期間

救出期間は、災害発生の日から3日以内（4日以後は死体の捜索として扱う。）に完了する。

ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

5 救出を要する者を発見した場合の通報等

災害のため現に生命身体が危険な状態にある者または生死不明の状態にある者を発見し、または知った者は直ちに救出に努めるとともに、次の機関のいずれかに通報する。

機 関 名	担当課	所 在 地	電 話	備 考
弘 前 市 弘前地区消防事務組合 (消防署・分署)	防災安全課 通信指令課	弘前市大字上白銀町1-1 弘前市大字本町2-1	35-1111 32-5101	内線267 119番
弘前警察署 (交番、駐在所)	警 備 課	弘前市大字八幡町三丁目3-2	32-0111	110番

6 救出资機材の調達

救出活動に必要な資機材は、市長が必要に応じ各関係機関等に要請し、調達する。

7 応援協力関係

市長は、自らまたは自主防災組織、事業所等の協力によっても救出が困難な場合、救出の実施またはこれに要する人員及び資機材について、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

8 その他

(1) 災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

(2) 実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第9節 食料供給

風水害等の災害時において食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障がある被災者に対し、速やかに食料を供給するため、必要な米穀等の調達及び炊き出しその他食品の供給（備蓄食品の供給を含む。）措置を講ずるものとする。

1 実施責任者

- (1) 市長は、備蓄状況を考慮し米穀、その他の食品を調達する。
- (2) 市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市長）は、炊き出し及びその他の食品の供給を行う。

2 炊き出しその他による食品供給の方法

(1) 炊き出し担当

- ア 炊き出し担当は介護福祉班（介護福祉課）及び人材育成班（人材育成課）とする。
- イ 炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる。

(2) 供給対象者

炊き出し及びその他の食品の供給対象者は次のとおりとする。

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）または床上浸水等であって炊事ができない者
 - (ア) 床上浸水については、炊事道具が流失しあるいは土砂に埋まる等により炊事のできない者を対象とする。
 - (イ) 親せき、知人等に寄寓し、そこで食事ができる状態にある者については対象としない。
- ウ 被害を受け一時縁故先に避難する者
 - (ア) 食品をそう失し、その持ち合わせのない者に対しては応急食料品を現物をもって支給する。
 - (イ) 被害を受けるおそれがあるため、他へ避難する者は原則として対象としない。
- エ 旅人、一般家庭の来訪者、列車の旅客等であって食料品の持ち合わせがなく調達ができない者
なお、旅客鉄道事業者が必要な救済措置を講ずる場合は対象としない。
- オ 被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者

(3) 供給品目

- ア 主食
 - (ア) 米穀
 - (イ) 弁当等
 - (ウ) パン、うどん、インスタント食品等
- イ 副食物
費用の範囲内でその都度定める。

(4) 給与栄養量

給与栄養量はおおむね次のとおりとする。

避難所における食事提供の計画・評価のために当面の目標とする栄養の参照量（1歳以上、1人1日当たり）

- ・エネルギー 2000kcal
- ・たんぱく質 55g
- ・ビタミンB1 1.1mg、ビタミンB2 1.2mg、ビタミンC 100mg

(5) 必要栄養量の確保

供給されている食品で健康状態の維持に必要な栄養量が確保されているか、栄養摂取状況調査を行い、その結果をもとに、管理栄養士等の助言のもと、栄養素の確保に努める。

(6) 供給期間

炊き出し及びその他の食品の供給を実施する期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。

(7) 炊き出しの実施場所

炊き出しの実施場所は、次のとおりである。

資料編 [表] 4-9-1

(8) 炊き出しの協力団体

炊き出しは、必要に応じ次の協力団体に協力を求める。

資料編 [表] 4-9-2

3 食品の調達

(1) 調達担当

第4章 災害応急対策計画

調達担当は、介護福祉班（介護福祉課）とする。

(2) 食料の確保

- ア 市長は、住民が各家庭や職場で、平常時から3日分の食料を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を通じて啓発する。
- イ 住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄または流通備蓄に努める。特に、粉ミルクや柔らかい食品・食物アレルギー対応食など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。
- ウ 流通備蓄を確保するため、民間事業者等との間で災害時の食料調達に関する協定の締結を推進する。

(3) 米穀の調達

- ア 応急用米穀
市長は、給食供給を必要とする事態が発生した場合、給食に必要な米穀の数量等を記載した申請書を知事に提出する。ただし、書類による提出が困難な場合は、電話等により申請し、事後速やかに申請書を知事に提出する。
- イ 災害救助用米穀
市長は、直接農林水産省に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しを要請した場合は、速やかに知事に連絡することとし、知事は必要な災害救助用米穀の数量等について農林水産省に連絡する。
- ウ 米穀の調達先は、次のとおりである。

資料編 〔表〕4-9-3

(4) その他の食品及び調味料の調達

- 市長は、その他の食品及び調味料を次により調達する。
- ア パン、おにぎり、即席めん等の調達
市長は、パン、おにぎり、即席めん等の供給を行う必要がある場合、生産業者または販売業者から求める。なお、地元調達ができない場合は、知事にあつせんを要請する。
- イ 副食、調味料等の調達
市長は、副食、調味料等の供給を行う必要がある場合、副食、調味料等生産者または販売業者から求める。なお、地元調達ができない場合は、知事にあつせんを要請する。
要請により、県は、農業・漁業団体及びその他の機関に協力を求め調達するものとし、さらに必要に応じて、国や協定締結事業者等に要請して調達し、市に供給する。
- ウ 副食、調味料等の調達先は、次のとおりである。

(ア) 弁当、パン、うどん麺類等製造所等

資料編 〔表〕4-9-4

(イ) 調味料等取扱所

資料編 〔表〕4-9-5

(ウ) 調達、供給食料の集積場所

調達食料及び供給食料の集積場所は、次のとおりである。

資料編 〔表〕4-9-6

4 炊き出し及びその他の食品の配分

(1) 配分担当等

- ア 食料品の配分担当は介護福祉班（介護福祉課）及び人材育成班（人材育成課）とし、岩木民生班及び相馬民生班はこれを応援する。
- イ 介護福祉班及び人材育成班、岩木民生班、相馬民生班の構成は次のとおりとする。

集 積 場 所	班 長	班 員	備 考
市民会館	1名	3名	人材育成班
中央公民館	1名	3名	〃
千年公民館	1名	3名	〃
新和地区体育文化交流センター	1名	3名	〃
青森県武道館	1名	3名	介護福祉班
河西体育センター	1名	3名	〃
岩木庁舎	1名	3名	介護福祉班、岩木民生班
相馬庁舎	1名	3名	介護福祉班、相馬民生班

(2) 配分要領

市長は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、次により炊き出し及びその他の食品の配分を行う。

第4章 災害応急対策計画

- ア 炊き出しは、避難所内またはその近くの適当な場所を選定し実施する。また、給食施設等の利用が可能な場合は、できるだけ活用し、炊き出しを行う。
- イ 炊き出しを実施するに当たっては、必要に応じ、弘前市町会連合会、弘前市連合婦人会、弘前市赤十字奉仕団、弘前地区婦人防火クラブ連絡協議会、自主防災組織、食生活改善推進員連絡協議会、ボランティア等の各種団体の協力を得て行う。
- ウ 避難者等に供給する食料は、現に食し得る状態にある物とし、原材料（米穀、しょう油等）として供給することは避ける。
- エ 避難者等に食料を配分する場合は、必要に応じ、組または班等を組織し、責任者を定め、確実に人員を掌握する等の措置をとり、配分もれまたは重複支給がないよう適切に配分する。
- オ 食料の配分に当たっては、良好な健康状態の確保のため、管理栄養士等の助言に基づき、必要に応じて栄養バランスを考慮した配分を行うこととする。

5 応援協力関係

市長は、自ら炊き出し及びその他の食品の給与の実施が困難な場合、炊き出し及びその他の食品の給与の実施またはこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第10節 給水

風水害等の災害による水道施設の破損または井戸等の汚染等により、飲料水を確保できない者に対して給水するための応急措置を講ずるものとする。

1 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市長）が行う。

2 飲料水の供給方法等

(1) 給水担当

給水担当は上下水道班（上下水道部各課）とする。

(2) 対象者及び供給量

災害により、水道、井戸等の給水施設が破壊され、断減水、枯渇または汚染したため、現に飲料水を得ることができない者に対し、備蓄飲料水を含め、最小限1人1日3リットル程度を確保するものとし、状況に応じ増量する。

また、被災者が求める給水量の経時的な増加や、医療機関等の継続して多量の給水を必要とする施設への給水確保について配慮する。

(3) 給水期間

給水期間は、災害発生の日から原則として7日以内の期間とする。

(4) 給水方法

水道施設の被害の状況により、次の方法で給水する。また、給水可能数量の把握に努める。

ア 浄水施設や配水池に被害があり、配水池からの給水ができなくなった場合、配水池を緊急遮断し、給水施設を設けて給水所とする。（給水可能数量 満水時 $15,381\text{m}^3/\text{日}$ ）

イ 配水管が部分的に破損した場合、緊急遮断装置等により配水管を部分的に遮断し、配水施設を設けて給水所とする。

ウ 消火栓を使用できる場所では、これを給水所とする。

エ 給水車、給水タンク、容器等を使用して必要水量を運搬し、給水する。（給水可能数量 $92\text{m}^3/\text{日}$ ）

オ 井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽の水を浄水セット、ろ過機等によりろ過し、化学処理をして飲料水を確保する。

※給水可能数量は、あくまでも目安である。

3 給水資機材の調達等

(1) 給水資機材の調達

ア 地域内の業者等とあらかじめ協議し、所要数量を確保する。

イ 市（上下水道部）が保有する給水資機材は、次のとおりである。

資料編 〔表〕4-10-1

(2) 補給用水源

飲料水を確保するための補給用水源は、次のとおりである。

ア 浄水施設 資料編 〔表〕4-10-2

イ 配水施設 資料編 〔表〕4-10-2

4 給水施設の応急措置

災害により、給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

(1) 復旧工事及び資材等の調達

応急復旧工事に当たっては、被害状況に応じ、「災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書」に基づき、弘前管工事業協同組合に対して協力を要請する。また、応急復旧資材等は、「災害時における水道施設の資機材提供に関する協定書」に基づき、青森県管工機材商業協同組合から調達するものとするが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあっ旋を要請する。

(2) 応急措置の重点事項は次のとおりとする。

ア 補給用水源の有害物等の混入防止及び井戸等補給用水源の広報

イ 取水、貯水、導水、浄水、送水、及び配水施設の応急的な復旧工事または保守点検

ウ 井戸水の滅菌使用その他飲料水最低量確保

エ 水道災害相互応援協定に基づく応援等による飲料水の最低量確保

オ 臨時給水所の広報

第4章 災害応急対策計画

5 応援協力関係

- (1) 市長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合、飲料水の供給に要する人員及び給水資機材について、「水道災害相互応援協定」に基づき、県（健康福祉部長）へ応援を要請する。
- (2) 市長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、必要に応じて知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第11節 応急住宅供給

風水害等の災害により住宅に被害を受け、自己の資力により住宅を確保することができないかまたは応急修理をすることができない被災者に対し、応急仮設住宅を建設し、または被害住家を応急修理し、被災者の保護収容を図るものとする。

1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び被害住家の応急修理は、市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市長）が行う。

2 応急仮設住宅の建設及び供与

(1) 建設場所

応急仮設住宅の建設場所は、被災者が相当期間居住することを考慮に入れ、あらかじめ作成した建設予定地リストから次の事項に留意して土地を選定する。

なお、原則として公有地を選定し、やむを得ない場合には私有地を選定するが、後日問題が起こらないよう十分協議する。

ア 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所

イ 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所

ウ 被災者の生業の見通しがたつ場所

(2) 建設方法

建設は、直接または建設業者に請け負わせて行う。

(3) 供与

ア 対象者

災害により、住宅が全壊（焼）し、または流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者

イ 管理及び処分

(ア) 応急仮設住宅は、適切に維持管理するとともに、被災者に対し、一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることから、なるべく早い機会に他の住居へ転居できるよう住宅のあっせんを積極的に行う。

(イ) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、処分する。

(4) 運営管理

応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

(5) 公営住宅、民間賃貸住宅等の活用

市は、関係機関と連携しながら、応急仮設住宅が建設されるまでの間、または応急仮設住宅の建設に代えて、公営住宅、民間賃貸住宅等の積極的な活用を図るものとする。

3 応急修理

被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅については、必要に応じて、住宅事業者の団体等と連携して、応急修理を実施する。

(1) 対象者

災害により住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者

(2) 建設方法、応急修理の方法

ア 応急修理は、直接または建設業者に請け負わせて行う。

イ 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分に限るものとする。

4 建築資材の調達及び建築技術者の確保

(1) 応急仮設住宅の建築等は、財産管理班（財産管理課）が担当し、原則として競争入札による請負とする。

(2) 建築資材の調達

応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、市内の関係業者とあらかじめ協議し、調達する。

関係業者において資材が不足する場合は、知事に対し資材のあっせんを要請する。

(3) 建築技術者の確保

応急仮設住宅等の建設等に必要な建築技術者について、市内の組合等とあらかじめ協議し、確保する。

第4章 災害応急対策計画

(参考) 応急住宅関係団体 資料編 [表] 4-11-1

5 住宅等のあっせん等

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

6 応援協力関係

市長は、自ら応急仮設住宅の建設または住宅の応急修理が困難な場合、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理の実施またはこれに要する人員及び建築資材について、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

7 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第12節 死体の搜索、処理、埋火葬

被災地の住民が風水害等の災害により行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される場合の搜索、死体の処理及び死亡者の応急的な埋火葬を実施するものとする。

1 実施責任者

- (1) 災害時における死体の搜索は、警察官の協力を得て、市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市長）が行う。
- (2) 災害時における死体の処理は、弘前警察署の協力を得て、市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長並びに知事から委任された市長）が行う。
- (3) 災害時における死体の埋火葬は、市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市長）が行う。

2 死体の搜索

(1) 対象

行方不明の状態にある者で、次のような周囲の事情により、すでに死亡していると推定される者

- ア 行方不明の状態になってから相当の期間（発生後3日）を経過している場合
- イ 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は壊滅してしまったような場合
- ウ 災害発生後、ごく短時間のうち引き続き当該地域に災害が発生した場合

(2) 死体の搜索の方法

死体の搜索は、警察官、消防職員及び消防団員等により搜索班を編成し、実施する。

なお、死体の搜索に際しては、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、死体の検案等が円滑に行われるよう事前に関係する医療機関と緊密な連絡をとる。

(3) 事務処理

災害時において、死体の搜索を実施した場合は、次の事項を明らかにしておく。

- ア 実施責任者
- イ 死体発見者
- ウ 搜索年月日
- エ 搜索地域
- オ 搜索用資機材の使用状況（借上関係内容を含む。）
- カ 費用

3 死体の処理

(1) 対象

死体の処理は、後記4の死体の埋火葬の場合に準ずる。

(2) 死体の処理の方法

- ア 弘前警察署は、収容した死体について検視（見分）する。
- イ 医療機関は、死体の死因その他について医学的検査をする。
- ウ 市は、死体の識別、腐乱防止等のため、洗浄、縫合、消毒等を必要に応じて行う。
- エ 市は、死体の身元の識別または埋火葬が行われるまでの間、大規模なイベント施設、公民館、体育館、廃校等多数死体を安置可能な場所に一時保存する。

(3) 事務処理

災害時において、死体の処理をした場合は、次の事項を明らかにしておく。

- ア 実施責任者
- イ 死亡年月日
- ウ 死亡原因
- エ 死体発見場所及び日時
- オ 死亡者及び遺族の住所氏名
- カ 洗浄等の処理状況
- キ 一時収容場所及び収容期間
- ク 費用

4 死体の埋火葬

(1) 対象

災害時の混乱の際に死亡した者で、おおむね次の場合に実施する。

なお、埋火葬に伴う事務処理は迅速に行う。

第4章 災害応急対策計画

- ア 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも、労力的にも、埋火葬を行うことが困難であるとき。
- イ 墓地または火葬場が浸水または流出し、個人の力では埋火葬を行うことが困難であるとき。
- ウ 経済的機構の一時的混乱のため、遺族または扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等が入手できないとき。
- エ 埋火葬すべき遺族がいないか、またはいても高齢者や幼少者等で埋火葬を行うことが困難であるとき。

- (2) 埋火葬の程度は応急的な仮葬であり、棺または骨つぼ等埋火葬に必要な物資の支給、あるいは火葬、土葬または納骨等の役務の提供によって実施する。
- (3) 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂または寺院に一時的保管を依頼し、縁故者がわかり次第、引き継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、無縁墓地に埋葬する。
- (4) 火葬場所及び埋葬予定場所は、次のとおり定めておく。

資料編 〔表〕 4－12－1

(5) 事務処理

災害時において、死体の埋火葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておく。

- ア 実施責任者
- イ 埋火葬年月日
- ウ 死亡者の住所、氏名
- エ 埋火葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係
- オ 埋火葬品等の支給状況
- カ 費用

5 実施期間

災害発生の日から原則として10日以内の期間で実施する。

6 応援協力関係

市長は、自ら死体の搜索、処理、埋火葬の実施が困難な場合、死体の搜索、処理、埋火葬の実施またはこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へあつせんを依頼する。

7 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第13節 障害物除去

風水害等の災害により、土石、竹木等が住家またはその周辺に運ばれ、または道路等に堆積した場合に、被災者の保護、災害の拡大防止及び交通の確保のため障害物を除去するものとする。

1 実施責任者

- (1) 住家等における障害物の除去は、市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市長）が行う。
- (2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去は、それぞれ道路管理者、河川管理者、鉄道事業者が行う。

2 障害物の除去

(1) 住家等における障害物の除去

ア 対象者

災害により、住家等が半壊または床上浸水し、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分または玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では除去できない者

イ 障害物除去の方法

(ア) 障害物の除去は、自らの組織、要員、資機材を用い、または土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。

(イ) 除去作業は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない場所に運びこまれた障害物に限るものとし、当面の雨風をしのぐ程度の主要物件の除去を行う応急的なものとする。

(2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去

ア 道路における障害物の除去は、当該道路の管理者が行い、交通の確保を図る。

イ 河川における障害物の除去は、当該河川の管理者が行い、溢水の防止及び護岸等の決壊を防止する。

ウ 道路及び河川の管理者は、災害の規模、障害の内容等により、相互に協力し交通の確保を図る。

エ 鉄道における障害物の除去は、当該鉄道の事業者が行い、輸送の確保を図る。

3 除去した障害物の集積場所

除去した障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとする。

- (1) 廃棄する障害物の集積場所は次のとおりとし、搬入に当たっては可能な限り分別して行うものとする。

資料編 〔表〕4-13-1

- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所とする。

4 資機材等の調達

市長は、障害物の除去に必要な資機材等は次により調達する。

- (1) 障害物の除去に必要な資機材等は、実施機関所有のものを使用するほか、関係業者等から借り上げる。

- (2) 障害物の除去を実施するための機械操作員は、資機材等に合わせて確保する。

作業要員の確保は、第4章第18節「労務供給」による。

- (3) 障害物の除去に要する資機材等の現有状況は、次のとおりである。

資料編 〔表〕4-13-2

5 応援協力関係

市長は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、障害物の除去の実施またはこれに必要な人員及び資機材等について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

また、道路管理者は、発災後の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業協会等との協定の締結に努める。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第14節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与

風水害等の災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他生活必需品（以下「生活必需品」という。）をそう失またはき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給（貸）与するために応急措置を講ずるものとする。

1 実施責任者

生活必需品等の調達及び被災者に対する給（貸）与は、市長（災害救助法が適用された場合または災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（以下「法外援護」という。）の適用基準に達した場合は知事及び知事から委託を受けた市長）が行う。

2 確保

- (1) 市は、住民が各家庭や職場で、平常時から3日分の生活必需品を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を通じて啓発する。
- (2) 市は、住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄または流通備蓄に努める。
- (3) 市は、流通備蓄を確保するため、民間事業者等との間で災害時の生活必需品の調達に関する協定の締結を推進する。

3 調達

(1) 調達担当

調達担当は、子育て支援班（子育て支援課）とする。

(2) 生活必需品の確保

ア 市長は、住民が各家庭や職場で、平常時から3日分の生活必需品を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を通じて啓発する。

イ 住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄または流通在庫備蓄に努める。

ウ 流通在庫備蓄を確保するため、公共的団体等との間で災害時の生活必需品の調達に関する協定の締結を推進する。

エ 暖房器具については、選挙管理委員会で保有している移動式ストーブで対応するほか、停電時の学校暖房に対応するため、発電機から電源がとれるように、今後、発電機及び切替装置を推進していく。

(3) 調達方法

市内の業者等から調達するものとするが、当該業者等が被害を受け調達できない場合は、県または他市町村に応援を求め調達する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所及び応急仮設住宅の暑さ・寒さ対策として、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮する。

また、上記にかかわらず、速やかな供給を行うため、平素から調達先について広く調査把握しておくものとする。

資料編 〔表〕4-1 4-1

(4) 調達物資の集積場所

調達物資及び義援による物資の集積場所は、市役所、支所、出張所、公民館、避難所のうちから、その都度適当な場所を選定するものとし、適当な場所が見当たらない場合は次のとおりとする。

資料編 〔表〕4-1 4-2

4 給（貸）与

(1) 給（貸）与担当等

ア 給（貸）与担当は、子育て支援班（子育て支援課）とする。

イ 給（貸）与作業の実施は、次の構成により行うものとする。

管理者1名、協力員4名

(2) 対象者

災害により住家が全壊（焼）、流出、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、生活必需品をそう失、またはき損したため、日常生活を営むことが困難な者

(3) 給（貸）与する品目

原則として、次に掲げるもののうち、必要と認めた最少限度のものとする。

ア 寝具

イ 外衣

ウ 肌着

第4章 災害応急対策計画

エ 身の回り品

オ 炊事道具

カ 食器

キ 日用品

ク 光熱材料

ケ 高齢者、障害者等の日常生活支援に必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材

(4) 配分方法

市は、避難所を開設した場合、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、一時的に急場をしのご程度の生活必需品等を給（貸）与する。

5 応援協力関係

市長は、自ら生活必需品等の給（貸）与の実施が困難な場合、生活必需品等の給（貸）与の実施またはこれに要する人員及び生活必需品等の調達等について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。なお、法外援護が適用された場合の対象者、期間、経費は、法外援護による。

第15節 医療、助産及び保健

風水害等の災害により医療、助産及び保健機構が混乱し、被災地の住民が医療または助産の途を失った場合、あるいは被災者の保健管理が必要な場合において、医療、助産及び保健措置を講ずる。

1 実施責任者

被災者に対する医療、助産及び保健措置は、関係機関の協力を得て市長（災害救助法が適用された場合または災害が大規模かつ広域にわたる場合で、市における対応が困難であると判断される場合は、知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長）が行う。

2 医療、助産及び保健の実施

(1) 対象者

ア 医療の対象者は、災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者

イ 助産の対象者は、災害のため助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者

ウ 保健の対象者

(ア) 災害のため避難した者で、避難所における環境不良等により健康に支障をきたし、不健康に陥りつつある者

(イ) 健康回復のため、適切な処置等が必要な者

(ロ) 不安、恐怖感等がある者で応急的に保健指導を行う必要がある者

(ハ) 避難所における栄養の偏りにより、健康状態の悪化が見みられる者

(2) 範囲

ア 診療

イ 薬剤または治療材料の支給

ウ 処置手術その他治療及び施術

エ 病院、診療所または介護老人保健施設への移送

オ 看護、介護

カ 助産（分べん介助等）

キ 健康相談指導、衛生指導及び精神保健相談指導

ク 栄養相談指導

(3) 実施方法

ア 医療

病院班（市立病院）が健康づくり推進班（健康づくり推進課）と協議の上、救護班を編成して医療に当たるものとするが、トリアージタグを有効に活用しながら負傷程度を識別し、重症患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合には、病院または診療所に移送して治療する。また、介護を必要とする高齢者等については、医師の判断により介護老人保健施設に移送して看護・介護する。

イ 助産

上記アに準ずる。

ウ 保健

原則として、救護班により巡回保健活動に当たるが、医療及び助産を必要とする場合には、救護所、病院、または診療所に移送する。

(4) 救護班の編成

医療、助産及び保健は、原則として医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師及び管理栄養士等による救護班を医師会をはじめ関係機関の協力を得て編成し行う。救護班は、医師1名、看護師（保健師を含む。）3名、補助事務員1名で編成するが、救護班の数及び分担区域については、災害の程度に応じて適宜増員するものとし、市長が決定する。

(5) 救護所の設置

救護所の設置場所は、その都度適当な場所を選定するものとし、適当な場所が見当たらない場合は次のとおりとする。

資料編 〔表〕4-15-1

3 医薬品等の調達

(1) 医薬品等の調達は、病院班（市立病院）において、市内の関係業者から調達する。

資料編 〔表〕4-15-2

(2) 市内において医薬品等が不足する場合は、知事または近隣市町村長に対し、調達あつせんを要請する。

第4章 災害応急対策計画

4 救護班等の輸送

救護班等の輸送は、第4章第17節「輸送対策」による。

5 医療機関等の状況

市内の医療機関及び助産所の状況は、次のとおりである。

資料編 〔表〕4-15-3

6 応援協力関係

市長は、市内の医師等をもってしても医療、助産及び保健の実施が困難な場合、医療、助産及び保健の実施またはこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣（助産を除く。）や、必要に応じて災害時派遣医療チーム（DMAT）の派遣を含め応援を要請する。

7 その他

災害救助法が適用された場合の医療及び助産に係る対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第16節 被災動物対策

風水害等の災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。

1 実施責任者

災害時における被災動物対策は、市や獣医師会の協力を得て県（健康福祉部）が行う。

2 実施内容

(1) 避難所における動物の適正飼養

県は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、市や獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講ずる。

(2) 特定動物の逸走対策

県は、特定動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。

(3) 動物由来感染症等の予防上必要な措置

県は動物由来感染症の予防及び動物感染症のまん延防止のため、飼い主等に対する必要な指導及び負傷動物等の保護・収容等必要な措置を講ずる。

3 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

また、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、青森県獣医師会に協力を要請する。

第17節 輸送対策

風水害等の災害時において、被災者並びに災害応急対策の実施のために必要な人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するため必要な車両等を調達し、実施するものとする。

1 実施責任者

災害時における輸送力の確保等は、関係機関の協力を得て市長が行う。

2 実施内容

(1) 車両の調達

輸送対策担当は、財産管理班（財産管理課）とする。

市は、自ら所有する車両（資料編 〔表〕4-17-1）により輸送を行うものとするが、不足する場合は次の順序により調達する。

ア 公共的団体の車両

イ 運送業者等営業用の車両（資料編 〔表〕4-17-2）

ウ その他の自家用車両

(2) 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、物資及び資機材等の輸送のうち、主なものは次のとおりとする。

ア 被災者の避難輸送

イ 医療、助産及び保健に係る輸送

ウ 被災者の救出に係る輸送

エ 飲料水供給に係る輸送

オ 救援用物資の輸送

カ 死体の捜索に係る輸送

(3) 輸送の方法

応急対策活動のための輸送は、被害状況、輸送物資等の種類、数量、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策等に係る緊急度及び地域の交通量を勘案し最も適切な方法により行う。

なお、各災害現場を想定した輸送ネットワークを形成するため、道路、飛行場等緊急輸送を行う上で必要な施設及びトラックターミナル、卸売市場等輸送拠点を把握しておく。

ア 自動車による輸送

本計画に基づき、自動車を確保し輸送を行うが、自動車が不足し、または確保できない場合は、他市町村または県に応援を要請するほか、必要に応じ民間物流事業者に対して協力を要請する。

イ 鉄道による輸送

道路の被害等により、自動車による輸送が不可能な場合、または鉄道による輸送が適切な場合は、県が鉄道事業者に要請し、鉄道輸送を行う。

ウ 航空機による輸送

陸上交通が途絶した場合、または緊急を要する輸送等の場合は、県が県防災ヘリコプターにより空輸を行うか、必要に応じ、消防庁または自衛隊に応援を要請する。

なお、航空機輸送の要請を行うときは、次の事項を明らかにする。

(ア) 航空機使用の目的及びその状況

(イ) 機種及び機数

(ウ) 期間及び活動内容

(エ) 離着陸地点または目標地点

また、ヘリコプター離着陸場所を次のとおり定めておく。

離着陸地点	管理者	所在地	面積	周囲の状況
岩木川河川敷	局長※	悪戸	100m × 100m	河川敷グラウンド
東目屋中学校グラウンド	校長	桜庭字清水流	50m × 80m	校庭・岩木川左岸
弘前市運動公園	市長	豊田二丁目	100m × 100m	陸上競技場
岩木山百沢スキー場駐車場	市長	百沢東岩木山国有林内	78m × 100m	原野
相馬小学校	校長	黒滝字二ノ松本	16,786m ²	水田

※国土交通省東北地方整備局長

エ 人夫等による輸送

自動車、鉄道及び航空機による輸送が不可能な場合は、人夫等により輸送を行う。

(4) 緊急通行車両の事前届出制度の活用

第4章 災害応急対策計画

市は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用が予定される車両について、県公安委員会に事前に届出をしておく。

緊急通行車両（輸送用のみ抜粋） 資料編 [表] 4-17-3

3 応援協力関係

市長は、市内において輸送力を確保できない場合または不足する場合は、次の事項を明示し輸送の応援を要請する。

要請は、市町村相互応援協定に基づく他の市町村長への応援または知事へ自衛隊の災害派遣を含めた応援を要請する。

- (1) 輸送を必要とする人員または物資の品名、数量（重量を含む。）
- (2) 輸送を必要とする区間
- (3) 輸送の予定日時
- (4) その他必要な事項

4 その他

災害救助法が適用された場合の輸送費、期間については、災害救助法施行細則による。

第18節 労務供給

風水害等の災害時において応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な人員の動員、雇上げ及び奉仕団の協力等により災害対策要員を確保するものとする。

1 実施責任者

- (1) 市が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇用は、市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市長）が行う。
- (2) 市が実施する災害応急対策に必要な奉仕団の活用は、市長が行う。

2 実施内容

- (1) 災害応急対策の実施に当たっては、日赤奉仕団、青年団、女性団体、その他ボランティア団体等の活用を図る。

(2) 奉仕団の編成及び従事作業

ア 奉仕団の編成

奉仕団は、日赤奉仕団、青年団、女性団体、及びその他ボランティア団体等の各種団体をもって編成する。

イ 奉仕団の従事作業

奉仕団は、主として次の作業に従事する。

- (ア) 炊き出し、その他災害救助活動への協力
- (イ) 清掃、防疫
- (ウ) 災害応急対策用の物資、資材の輸送及び配分
- (エ) 応急復旧作業現場における軽易な作業
- (オ) 軽易な事務の補助

ウ 奉仕団との連絡調整

災害時における奉仕団との協力活動については、市長または日本赤十字社青森県支部長が連絡調整を図る。

エ 日赤奉仕団、ボランティア団体等の現況

市内における日赤奉仕団、ボランティア団体の現況は、次のとおりである。

資料編 〔表〕4－18－1

(3) 労務者の雇用

ア 労務者が行う応急対策の内容

- (ア) 被災者の避難支援
- (イ) 医療救護における移送
- (ウ) 被災者の救出（救出する機械等の操作を含む。）
- (エ) 飲料水の供給（供給する機械等の操作及び浄水用医薬品等の配布を含む。）
- (オ) 救援用物資の整理、輸送及び配分
- (カ) 死体の搜索及び処理

イ 労務者の雇用は、原則として弘前公共職業安定所を通じて行う。

ウ 労務者の雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにする。

- (ア) 労務者の雇用を要する目的
- (イ) 作業内容
- (ウ) 所要人員
- (エ) 雇用を要する期間
- (オ) 従事する地域
- (カ) 輸送、宿泊等の方法

エ 労務者の宿泊施設予定場所は、次のとおりとする。

資料編 〔表〕4－18－2

3 技術者等の従事命令等

災害時において応急対策を実施する上で技術者等の不足、または緊急の場合は、関係法令に基づき従事命令または協力命令を執行し、災害対策要員を確保する。
関係法令に基づく従事命令等の対象となる作業等は、次のとおりである。

区分	対 象 に な る 作 業	執 行 者	根 拠 法 令	種 類	対 象 者	公用令書	費 用	
							実 費 弁 償	損 害 補 償
1	災害応急対策作業 (1) 災害を受けた児童及び生徒の 応急の 教育に関する事項 (2) 施設及び設備の応急の復旧に 関する事項 (3) 清掃、防疫その他の保健衛生 に関する事項 (4) 犯罪の予防、交通の規制その 他災害地における社会秩序の 維持に関する事 項 (5) 緊急輸送の確保に関する事項 (6) その他災害の発生の防御また は拡大の防止のための措置に 関する事項	知 事 (市町村長)	災害対策基本法 第71条第1項 (〃 第72条第2項)	従事 命令	(1) 医師、歯科医師または薬剤師 (2) 保健師、助産師、看護師、准看護師、 診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工 学技士、救急救命士または歯科衛生士 (3) 土木技術者または建築技術者 (4) 大工、左官またはとび職 (5) 土木業者または建築業者及びこれらの 者の従業者 (6) 鉄道事業者及びその従業 者 (7) 軌道経営者及びその従業者 (8) 自動車運送事業者及びその従業者 (9) 船舶運送業者及びその従業者 (10) 港湾運送業者及びその従業者	公用令書 を交付（ 様式県施 行細則第 9 条、第 1 1 条）	県施行細則に 定める額を支 給	災害救助法施行令に定め る額を補償
				協力 命令	救助を要する者及びその近隣の者			
2	災害救助作業 被災者の救護、救助その他保護 に関する事項	知 事	災害救助法 第 7 条第 1 項	従事 命令	1 と同じ	公用令書 を交付	県施行細則に 定める額を支 給	
		東北運輸 局長	災害救助法 第 7 条第 2 項		輸送関係者 (1の(6) ～(10) に掲げる者)			
		知 事	災害救助法第 8 条	協力 命令	1 と同じ	1 と同じ		
3	災害応急対策作業 消防、水防、救助その他災害の 発生を防御し、または災害の拡大 を防止するために必要な応急措 置に関する事項	市 町 村 長	災害対策基本法 第65条第1項	従事	市町村の区域内の住民または応急措置の実 施すべき環境にある者			市町村条例で定める額を 補償 (「非常勤消防団員等に係 る損害補償の基準を定め る政令」中、消防作業従事 者、水防作業従事者に係る 規定の定める額)
		警 察 官 海 上 保 安 官	災害対策基本法 第65条第2項					
		災害派遣を命 ぜられた部隊 等の自衛官	災害対策基本法 第65条第3項					
4	消防作業	消 防 吏 員 消 防 団 員	消防法第 29 条第 5 項	従事	火災の現場付近にある者			3 に同じ
5	水防作業	水 防 管 理 者 水 防 団 員 消防機関の長	水防法第 24 条	従事	水防管理団体の区域内に居住する者または 水防の現場にある者			3 に同じ

第4章 災害応急対策計画

4 労務の配分計画等

(1) 労務配分担当は人材育成班（人材育成課）とする。

(2) 労務配分方法

ア 各応急対策計画の実施担当責任者は、労務者等の必要がある場合は、労務の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、人材育成班長に労務供給の要請を行う。

イ 人材育成班長は、労務供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

5 応援協力関係

(1) 職員の派遣要請及びあつせん要求

ア 市長は、災害応急対策または災害復旧のため必要がある場合、職員の派遣について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事または指定地方行政機関の長に応援を要請する。

イ 市長は、要請先に適任者がいない等の場合、知事へ職員の派遣についてあつせんを求める。

(2) 応援協力

市長は、応急対策を実施するための労働力が不足する場合、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の労務者の雇用等に係る人夫費、期間については、災害救助法施行細則による。

第19節 防災ボランティア受入・支援対策

風水害等の災害時において市の内外から参加する多種多様な防災ボランティアが効果的に活動できるよう、防災関係機関及びボランティア関係団体等の連携により、防災ボランティアの円滑な受入体制を確立するものとする。

1 実施責任者

災害時における防災ボランティアの受入や支援等は、弘前市社会福祉協議会等関係機関の協力を得て、市長が行う。

2 防災ボランティアセンターの設置

災害が発生し、弘前市社会福祉協議会等関係機関と協議して、防災ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置を必要と判断した場合は、速やかにセンターを設置し、防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施できるよう必要な支援を行う。センターには、状況に応じて日本赤十字社青森県支部弘前市地区が参画する。

(1) センターの役割

ア 市災害対策本部との連絡調整を行う。

イ 被災地の前線拠点として、被災者ニーズを把握する。また、そのための相談窓口（電話）等を設置する。

ウ 防災ボランティア活動参加者のニーズを把握する。

エ 被災者ニーズと防災ボランティアニーズのコーディネートを行う。

オ 被災地の状況を把握、分析し、被災者がどのような支援を必要としているのかを情報発信する。

カ 防災ボランティア活動用資材の調達を行う。

キ 避難所での運営支援及び救援物資の仕分け・配布を行う。

(2) 情報収集と情報発信

センターは、被災地の最前線にある情報拠点として被災状況やニーズ情報を発信する役割も担うことから、適切な支援を受けて防災ボランティア活動を展開していくための被害情報、避難情報、必要物資情報等の情報収集や収集した情報を整理し、その対応のため市、県など関係機関へ情報提供する。

(3) センターの運営

センターは、災害の規模及び被災地の状況等を勘案して順次運営要員を確保しながら、必要な担当部署を編成し、効率的に組織する。

なお、センターの運営に関しては、防災ボランティアへの対応やコーディネートに関する知識や経験を有する地元ボランティア団体等と十分な協議・調整を行い、防災ボランティアに主体的な役割や運営を任せる。

(4) その他

災害時において、センターが速やかに効率的に機能するように、適宜センターの設置・運営マニュアルを定めておく。

2 応援協力関係

(1) 市は必要に応じてセンターの施設を提供するとともに、活動物資の保管や救援物資の仕分け等ができる施設の提供に協力する。

(2) 市は、避難状況、避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通の復旧状況等の災害情報を、センター等に適時適切に提供を行う。

(3) 市等の関係機関は、自発性に基づく防災ボランティアの特性を尊重し、相互理解を図り、連携・協力する。

(4) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

第20節 防疫

風水害等の災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等による感染症の発生を未然に防止するため、防疫措置及び予防接種等を実施するものとする。

1 実施責任者

災害時における感染症予防のための防疫措置等は、関係機関の協力を得て、市長が行う。

2 災害防疫実施要領

(1) 防疫班の編成

環境管理班（環境管理課）は、災害時において防疫対策を実施するため、次のとおり市職員、奉仕団、臨時の作業員等をもって防疫班を編成するなど、必要な貿易組織を設ける。

班名	人員	業務内容	備考
防疫班 1～4班	1班当たり 3名	感染症予防のための防疫措置	・班数及び人員は、災害の規模に応じたものとする。 ・1～4班の班員数及び防疫資材については、次表のとおり。

区 分	構 成		業 務 内 容	備 考
	班長	班員		
計画班	1名	2名	貨物自動車及び薬剤の調達、情報の収集及び薬剤配布計画の樹立	・収容に当たっては、特別班を編成する。 ・各班は状況に応じて共同作業を実施し、または中南地域県民局地域健康福祉部保健総室の指示に従う。
配布班	1班	1名	2名	
	2班	1名	2名	
	3班	1名	2名	
			配布計画に基づき、被災区域を巡回し、当該町会長または町会衛生部長宅に薬剤の必要量を一括配布する。 1世帯当たりの配布基準は次のとおりとする。 ・床上浸水 逆性せっけん 200cc （塩酸ベンザルコニウム液） 消石灰 2kg／坪 ・床下浸水 消石灰 1kg／坪	

(2) 予防教育及び広報活動

知事の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、関係機関の協力を得て住民に対する予防教育の徹底を図るとともに、広報車等の活用など広報活動の強化を図る。

(3) 防疫活動

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下この節において「法」という。）第27条の規定により、知事の指示に基づき消毒を実施し、実施に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下この節において「規則」という。）第14条に定めるところに従って行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

ウ 冠水家屋に対しては、各戸に逆性せっけん（塩酸ベンザルコニウム液）及び消石灰を配付し、排水後家屋の消毒を行うよう指導する。

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条の規定により、知事が定めた地域内で知事の命令に基づき実施し、実施に当たっては、規則第15条に定めるところに従って行う。

(5) 物件に係る措置

法第29条の規定に基づき必要な措置を講ずることとし、実施に当たっては規則第16条に定めるところに従って行う。

(6) 生活の用に供される水の供給

ア 法第31条の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行う。

イ 生活の用に供される水の供給に当たっては、配水器の衛生的処理に留意する。

ウ 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

(7) 患者等に対する措置

ア 被災地において、感染症患者または病原体保有者が発生したときは、速やかに中南地域県民局地域

第4章 災害応急対策計画

健康福祉部保健総室へ連絡する。

イ 臨時の予防接種は、知事の指示により実施する。

ウ 感染症指定医療機関は次のとおりである。

感染症指定医療機関（第2種）	所在地	電話	病床数
弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町53	33-5111	6床

(8) 避難所の防疫指導等

避難所は、学校の体育館などが指定されている場合が多く、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いことから、防疫活動を実施するが、この際施設の所有者または管理者を通じ自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図る。

(9) 報告

ア 被害状況の報告

警察、消防等関係機関の協力を得て被害状況の把握に努め、被害状況の概要、発生患者等の有無及び人数、災害救助法適用の有無その他参考となる事項について、速やかに中南地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告し、必要な指示を受ける。

イ 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、速やかに中南地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告する。

ウ 災害防疫所要見込額の報告

災害防疫に関する所要見込額は、速やかに中南地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告する。

エ 防疫完了報告

災害防疫活動が終了したときは、速やかに中南地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告する。

(10) 記録の整備

災害防疫に関し、次の書類を整備しておく。

ア 被害状況報告書

イ 防疫活動状況の報告

ウ 防疫経費所要見込額調及び関係書類

エ 清潔方法及び消毒方法に関する書類

オ ねずみ族昆虫駆除等に関する書類

カ 生活の用に供される水の供給に関する書類

キ 患者台帳

ク 防疫作業日誌

(11) 防疫用器具、機材等の整備

防疫用器具等については、普段から整備し、また、調達先についてもあらかじめ定めるとともに、備蓄している物品はいつでも使えるよう随時点検を行う。

(12) 防疫用薬剤の調達先

防疫用薬剤の調達先は、次のとおりとするが、調達不能の場合は、知事にあつせんを要請する。

防疫用薬剤の調達先 資料編 〔表〕4-20-1

(13) その他

災害防疫に関し必要な事項については、この計画によるほか、災害防疫の実施について（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）の「災害防疫実施要領」による。

3 応援協力関係

(1) 市長は、知事の実施する臨時予防接種の対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

(2) 市長は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、防疫活動の実施またはこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

第21節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

風水害等の災害時において、環境衛生の保全のため、ごみ、し尿及び死亡獣畜の処理業務及び環境モニタリング調査等を行うものとする。

1 実施責任者

被災地におけるごみ、し尿及び死亡獣畜の収集・処理及び知事が行う環境モニタリング調査等への協力は、市長が行う。

2 応急清掃

(1) ごみの処理

ア ごみの収集及び運搬

ごみ収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して、被災地と避難所のごみ収集・運搬に当たるが、被害甚大等の理由により収集・運搬が困難な場合は、運輸業者、建設業者等の車両を借り上げ、迅速かつ適切に収集、運搬する。

イ ごみの処分

(ア) 可燃性のごみは、市等のごみ処理施設において焼却処分する。

(イ) 焼却施設を有する事業所及び避難所は、その施設を利用して処分する。

(ウ) 不燃性のものは、市等の最終処分場に運搬し、埋立処分する。

(エ) ごみ処理施設が被災し、焼却処理等ができない場合または焼却等処理能力を上回るごみが発生した場合は、他の市町村等のごみ処理施設及び最終処分場に委託して処分する。

(2) し尿の処理

ア し尿の収集・運搬及び処分は、し尿収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して被災地で緊急を要する地域を優先的に実施する。

イ し尿の収集は、各戸の便所が使用可能になるよう配慮し、必要に応じて2～3割程度のくみ取りを実施する。

ウ 収集したし尿は、し尿処理施設で処分し、処理能力を上回る場合または施設が使用不可能なときは、他の市町村等のし尿処理施設に委託して処理する。

(3) 清掃班の編成等

ごみ及びし尿の清掃は、市、委託業者、許可業者等により実施するが、災害により委託が不可能である場合または緊急を要する場合は、次の清掃班を編成し実施する。

ア ごみ処理班（班員は業者及び消防団員を充てる。なお、班員の内1名は主任である。）

班 名	責 任 者	班 員	機械器具等	地域分担	処 理 場
第1班	環境管理班長 (環境管理課長)	25人	ごみ収集車 8台	市街地区	可燃 ・弘前地区環境整備センター ・南部清掃工場 不燃 ・弘前市埋立処分場 ・ECクリーンセンター瑞穂
第2班		25人	ごみ収集車 8台	市街地区	
第3班		19人	ごみ収集車 6台	田園地区	
第4班		19人	ごみ収集車 6台	田園地区	

イ し尿処理班（班員は業者及び消防団員を充てる。なお、班員の内1名は班長である。）

班 名	責 任 者	班 員	機械器具等	地域分担	処 理 場
第1班	許可業者	6人	し尿収集車 5台	随 時	中央衛生センター
第2班		13人	し尿収集車 9台		
第3班		4人	し尿収集車 2台		
第4班		12人	し尿収集車 5台		

(4) ごみ及びし尿処理施設の選定

ごみ及びし尿の処理施設は、次のとおり選定しておく。

資料編 〔表〕4-21-1

(5) 死亡獣畜の処理

災害時において死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊の死体（家畜伝染病予防法等関係法令に係るものを除く。））の処理を必要とする場合は、所有者に対し、死亡獣畜取扱場に搬送し、処理すること

第4章 災害応急対策計画

を指導する。

なお、搬送が不可能な場合は、中南地域県民局地域健康福祉部保健総室に相談し、指導を受ける。

3 清掃資機材の調達

清掃資機材は、市所有のもののほか、市内関係業者所有のものを借り上げるものとする。

資料編 〔表〕4-2 1-2

4 応援協力関係

市長は、自ら廃棄物等処理業務の実施が困難な場合、清掃の実施またはこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ関係機関への応援協力を要請する。

5 環境汚染防止

市長は、工場・事業場からの有害物質の流出及び建築物の崩壊等による石綿の飛散等に起因した大気汚染や水質汚濁による二次災害を防止するため、調査地点の選定、検体の採取等、知事が行う調査に協力する。

第22節 金融機関対策

風水害等の災害時において、広範囲にわたり甚大な被害が発生したときは、金融機関等の業務の円滑な遂行により被災住民の当面の生活資金を確保するため、必要な応急措置を講ずるものとする。

1 実施責任者

市長は、金融機関が行う円滑な通貨供給の確保等に協力するものとする。

2 応援協力関係

市長は、被災者による預金払戻し等に必要なり災証明書の円滑な発行に努める。

第23節 文教対策

風水害等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合、児童生徒等の生命、身体の安全を確保するとともに、応急の教育を実施するために必要な応急措置を講ずるものとする。

1 実施責任者

- (1) 市立学校等の応急の教育対策は、市長及び市教育委員会が行う。
- (2) 災害発生時の学校等内における児童生徒等の安全確保など必要な措置は、校長（園長を含む。以下同じ。）が行う。
- (3) 私立学校等の応急の教育対策は、その設置者が行う。

2 実施内容

- (1) 災害に関する気象警報・注意報等及びその他の災害情報等の把握並びに避難の指示
 - ア 校長は、災害の発生するおそれがある場合は、関係機関との連携を密にするとともに、ラジオ・テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努めるとともに、事態に即応して、各学校等であらかじめ定めた計画により避難の指示を与える。
 - イ 特別支援学校長は、児童生徒等への指示や伝達の困難さと行動の不自由さによる精神的動揺、混乱等を防止するため、合図等に工夫するほか、重度障害時の避難は、教職員が背負うなど十分配慮してあらかじめ定めた計画により避難の指示を与える。
- (2) 教育施設・設備等の確保及び応急の教育の実施

県教育委員会、市教育委員会及び国立・市立学校等の管理者は、次により教育施設を確保し、応急の教育を実施する。

 - ア 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
 - イ 校舎の被害が相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で授業を行う。（分散授業または二部授業を含む。以下、エ及びオの授業についても同様とする。）
 - ウ 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不可能であるが、数日で復旧できる場合は、臨時休校とし、自宅学習の指導をする。
 - エ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合、市内の文教施設が使用可能な場合は、その文教施設において授業を行う。
 - オ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合、市内の文教施設が使用不可能な場合は、公民館等の公共施設や近隣市町村の文教施設で授業を行う。また、児童生徒等が他地域へ集団避難した場合は、その地域の文教施設で授業を行う。

なお、各学校ごとの代替予定施設をあらかじめ定めておくものとする。

資料編 〔表〕4-23-1

 - カ 校舎が避難所として利用されているため授業を行う場所が制限されている場合は、その程度に応じ、上記アからオまでに準じて授業を行う。
- (3) 臨時休校等の措置

児童生徒等が平常どおり登校することにより、または授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保に支障を来すおそれがある場合には、次により臨時休校等の措置をとる。

なお、授業開始時刻以前に臨時休校等の措置をとる場合は、保護者及び児童生徒等への周知に努める。

 - ア 市立学校等

災害の発生が予想される場合は、市教育委員会または各学校長が行う。

ただし、各学校長が行う場合は、市教育委員会があらかじめ定めた基準により行い、速やかに市教育委員会に報告する。
 - イ 国立・私立学校等

校長が、各学校等で定めた基準により行う。
- (4) 学用品の調達及び給与

市長は、児童生徒が学用品をそう失し、またはき損し、就学上支障があると認めるときは、次により学用品を調達し、給与する。

 - ア 給与対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失または床上浸水の被害を受け、学用品をそう失し、またはき損し、就学に支障を来した小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）及び中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。）とする。
 - イ 学用品の種類等
 - (ア) 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの
 - (イ) 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認

第4章 災害応急対策計画

めるもの

ウ 学用品の調達

市教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

(ア) 教科書の調達

教科書は、教科書取次店または教科書供給所から調達する。

(イ) 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、次の業者等から調達するが、不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼し、確保する。

資料編 [表] 4-23-2

エ 給与の方法

(ア) 市教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、校長を通じ対象者に給与する。

(イ) 校長は、配布計画を作成し、保護者の受領書を徴し、配付する。

(5) 被災した児童生徒等の健康管理

被災した児童生徒等の健康管理として、臨時の健康診断や心の健康問題を含む健康相談を行う。特に精神的に不安定になっている児童生徒等に対して、学校医の指導の下に養護教諭や学級担任など全教職員の協力を得ながら、必要に応じて心理相談や保健指導等を行う。

(6) 学校給食対策

ア 校長及び市教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設・設備等について、市長と協議し、速やかに復旧措置を講ずる。

イ 学校給食用物資は、公益財団法人青森県学校給食会（電話 017-738-1010）及び関係業者の協力を得て確保する。

(7) 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

(8) 文化財対策

文化財は貴重な国民的財産であることに鑑み、次のような応急対策を実施する。

ア 文化財に被害が生じた場合、その所有者等は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図るとともに、被害状況を速やかに調査し、その結果を市教育委員会を経由して県教育委員会に報告する。

イ 県教育委員会及び市教育委員会は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

ウ 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者等が県教育委員会及び市教育委員会の指導・助言により必要な措置を講ずるものとする。

3 教育施設の現況

(1) 学校施設の状況

資料編 [表] 4-23-3

(2) 学校以外の教育施設の状況

資料編 [表] 4-23-4

4 応援協力関係

(1) 教育施設及び教職員の確保

ア 市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育施設及び教職員の確保について、他の市町村教育委員会または県教育委員会へ応援を要請する。

イ 私立学校等管理者は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育の実施またはこれに要する教育施設及び教職員の確保について、他の私立学校管理者、市町村教育委員会または県（総務学事課）に応援を要請する。

(2) 教科書・学用品等の給与

市長は、自ら学用品の給与の実施が困難な場合、学用品等の給与の実施調達について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

5 その他

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第24節 警備対策

風水害等の災害時において住民の動揺等による不測の事態及び犯罪を防止し、被災地における公共の安全と社会秩序の維持を図るために警備対策を行うものとする。

1 実施責任者

災害時における警備対策は、市、自主防犯組織及び防災関係機関が協力しながら弘前警察署長が行う。

2 災害時における措置等

災害が発生しまたは発生するおそれがある場合、速やかに警備体制を確立し、次の活動を基本として運用する。

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達
- (2) 被災者の救出救助及び避難誘導
- (3) 行方不明者の捜索及び死体の見分
- (4) 被災地における交通規制
- (5) 被災地における社会秩序の維持

ア 弘前警察署は独自に、または自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

イ 災害に便乗した犯罪の取締や被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

ウ 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努め、関係行政機関、市、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

- (6) 被災地における広報活動

第25節 交通対策

風水害等の災害時において交通の安全、交通の確保及び交通の混乱防止のため、交通施設の保全及び交通規制等を行うものとする。

1 実施責任者

- (1) 被害を受けた道路の応急措置は道路管理者が行う。
- (2) 交通の危険を防止するための交通規制等の措置は、弘前警察署長が道路管理者等と連携して実施する。

2 陸上交通に係る実施内容

(1) 道路等の被害状況等の把握

- ア 道路管理者等は、道路の破損、決壊等の被害状況及び交通に支障を及ぼすおそれのある危険箇所を早急に調査把握する。
- イ 道路管理者等は、地域住民、自動車運転者等から被害情報の通報があったときは、所管するものについて速やかに調査確認するとともに、他の管理者に属するものについてはそれぞれの管理者に通報する。

(2) 道路の応急措置

- ア 道路管理者は、道路の被害が比較的少なく、応急措置により早急に交通の確保が得られる場合は、補修等の措置を講ずる。
- イ 道路管理者は、応急復旧に長期間を要する場合は、被害箇所の応急対策と同時に 付近の適当な場所を一時的に代替道路として開設する。
- ウ 道路管理者は、被害が広範囲にわたり被災地域一帯が交通途絶状態になった場合は、同地域で道路交通確保に最も効果的で、かつ比較的早期に応急復旧できる路線を選び、集中的な応急措置を実施することにより、緊急交通の確保を図る。
- エ 道路管理者は、道路占有工作物（電力、ガス、上下水道、電話）等に被害があることを知った場合は、それぞれの関係機関及び所有者にその安全措置を命ずる。

(3) 道路管理者の交通規制

- 道路管理者は、災害により道路・橋梁等の交通施設に被害が発生し、または発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合及び災害時における交通確保のため必要があると認められた場合は、交通の禁止・制限、う回路、代替道路の設定等を実施する。
- なお、通行の禁止・制限の実施に当たっては、道路管理者は県警察と相互に連絡協議する。

(4) 応援協力関係

- 市は、自ら応急工事の実施が困難な場合、知事へ応急工事の実施またはこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請する。

第26節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

風水害等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできない電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の各施設（以下「各施設」という。）を防護し、その機能を維持するため、応急措置（応急復旧措置を含む。）を講ずる。

1 実施責任者

- (1) 地域内における各施設の応急対策は、それぞれの事業者が行う。
- (2) 市長は、応急措置が必要と認めた場合、各事業者（事業所）に応急措置を要請するとともにその実施に協力する。

2 応急措置の要領

応急措置については、各施設の事業者とあらかじめ協議した内容により実施する。

(1) 電力施設応急措置【東北電力㈱弘前営業所】

ア 応急復旧

災害時には、社員及び工事会社を動員するとともに、工事会社及び他電力会社との相互融通により復旧資材を確保し、迅速に応急復旧を行う。また、送電ルートの切替え等により電力供給確保に努める。

イ 協定及び県、他市町村等への協力要請

復旧仮設用地、資機材置場及び臨時駐車場については、「災害時における電力復旧応援隊の受け入れの協力に関する協定」によるほか、協定によりがたい場合、または協定によっても確保が困難な場合は、県、他市町村等へ協力を要請する。

ウ 電力融通

災害が発生し、電力需要に著しい不均衡が予想される場合は、必要により各電力の緊急融通を行う。

エ 二次災害の予防措置

(ア) 災害の拡大防止

移動無線、保安電話などによる連絡体制の強化を図るとともに、的確な初期対応により災害の拡大防止を図る。

(イ) 危険予防

災害時においても、電力供給継続を原則とするが、警察・消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

オ 広報

被害が発生し、または発生するおそれがある場合は、次の事項についてテレビ、ラジオ、新聞等を通じて広報を行うほか、広報車等により直接当該地域への周知を図る。

(ア) 停電に関する広報

停電による社会不安除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。

(イ) 公衆感電事故防止に関する広報

公衆感電事故を防止するため、特に次の事項について広報を行う。

a 無断昇柱、無断工事をしないこと。

b 電柱の倒壊折損、電柱の断線垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに東北電力㈱弘前営業所に通報すること。

c 断線垂下している電線に絶対さわらないこと。

d 送・配電線及びその他の電気工作物に接近している樹木の伐採や倒壊建造物等を除去するときは、速やかに東北電力㈱弘前営業所に連絡すること。

(2) ガス施設応急措置【弘前ガス㈱】

ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての基本的事項について「保安規程」に定めガス工作物の保安の確保に万全を期する。

ガス工作物には地中部が多いこと、二次災害防止の観点よりガスの漏えいは許されないことから、ガス工作物が地震の被災を受けた場合の被害を食い止めるため、「地震対策規則」を定める。台風、洪水、火災その他非常の場合の措置については、「地震対策規則」に準じる。

ア 体制確立

(ア) 地震、台風、洪水、火災その他による広範囲にわたるガス工作物の被害及びガスによる二次災害の防止、軽減及び早期復旧を図るため、緊急措置及び復旧活動のための組織、人員、器材及び図面等の整備を図るとともに、迅速な対応ができるよう体制を確立する。

(イ) 災害の発生が予想されまたは発生した場合には、必要に応じ対策本部を招集する。なお、地震が発生し、気象庁の発表した震度階級が4以上の場合は対策本部を招集するとともに、あらかじめ定

第4章 災害応急対策計画

められた職員が自動出動する。

イ 要員及び資機材等の確保

(ア) 災害時の動員により、応急処理あるいはガス漏れ通報の受付に携わる職員については、「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」を中心とした教育を実施する。

(イ) 災害及び事故等の発生時の被害を最小限にするための応急措置に必要な資機材及び早期復旧を図るために必要な資機材を備えておく。

(ウ) あらかじめ関連の工事会社等に災害防止のための人員や資機材の提供に関する協力体制を確立しておく。

ウ 安全広報

(ア) 平常時には災害発生時の広報活動ができるだけ円滑に行えるよう準備しておくとともに、発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中及び復旧完了時の各時点において、その状況に応じた広報活動を行う。

(イ) 災害発生後、ガス供給を継続する地区のお客様に対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行う。

(3) 上水道施設応急措置【弘前市上下水道部】

ア 体制確立

あらかじめ定められた動員計画（第2章第3節「動員計画」）に基づき、迅速な初動体制確立のため職員が参集し配備に就くとともに、指揮命令系統及び情報の収集・伝達体制を確立する。

イ 要員及び資機材の確保

災害発生時はそれぞれの勤務場所に出動し、被害の情報収集を実施するとともに、必要な資機材、給水用具等について、指定給水装置工事事業者及び青森県管工機材商業協同組合を通じて確保に努める。

ウ 安全広報

市災害対策本部を通じて各種報道機関による広報を行うとともに、広報車を利用し断減水及び応急給水の時間、場所などの広報を実施する。

エ 応援協力関係

上水道施設の被害状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めて、「災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書」及び「災害時における水道施設の資機材提供に関する協定書」に基づき、弘前管工事業協同組合及び青森県管工機材商業協同組合へ応援を要請して、応急復旧を実施する。

また、市長は、自ら早期復旧が困難な場合、早期復旧に要する人員及び資機材の確保について、「水道災害相互応援協定」に基づき、県（健康福祉部長）へ応援を要請する。

(4) 下水道施設応急措置（農業集落排水施設含む。）【弘前市上下水道部】

ア 復旧体制

あらかじめ定められた組織体制に従うほか、被災施設の機能回復を図るため、復旧計画を早急に策定し、工事施工業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。

イ 情報収集及び安全広報

(ア) 災害発生時には、下水道施設の被害状況を把握するため、あらかじめ定められた組織体制により、各施設の調査点検を早急に実施する。

(イ) 被害状況及び復旧状況について市災害対策本部へ連絡するとともに、下水道施設の利用制限や措置状況等利用者の利便に関する事項について報道機関の協力を得て広報を行う。

ウ 応急対策

(ア) 管きょ施設

被災時には管きょ施設の機能を確保し、排水の万全を期するため汚水、雨水のそ通・排除に支障のないよう応急復旧を実施する。

(イ) ポンプ場、下水処理場、農業集落排水処理施設

被災時には予備機器への切替えを迅速に行い、また、停電時には非常用自家発電装置により運転を行うなど処理機能の低下、停止を防止する。

エ 応援協力関係

下水道施設の被害状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めて応急復旧を実施する。また、市長は、自ら早期復旧が困難な場合、応急復旧に要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

(5) 電気通信設備応急措置【東日本電信電話(株)青森支店】

ア 体制確立

災害により、電気通信設備が被害を受け、またはおそれがあるときは、東日本電信電話(株)青森支店において定める災害等対策実施細則に基づき、情報連絡室または災害対策本部を設置する。

第4章 災害応急対策計画

イ 情報収集及び連絡

(ア) 電気通信設備の被害状況を把握するとともに、関係機関から気象、交通、道路、河川及び電気等の状況に関する情報を収集する。

(イ) 電気通信設備の被害及び復旧状況は、市災害対策本部、関係機関及び報道機関等へ通報する。

ウ 災害対策用機器、車両の確保

災害発生時において通信サービスを確保し、または被害を迅速に復旧するため、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備する。

(ア) 非常用衛星通信装置

(イ) 非常用無線装置

(ウ) 非常用交換装置

(エ) 非常用伝送装置

(オ) 非常用電源装置

(カ) 応急ケーブル

(キ) 災害対策指揮車

(ク) 雪上車及び特殊車両

(ケ) その他応急復旧用諸装置

エ 要員、災害対策用資材の確保

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において電気通信設備の被害を防御し、または被害の拡大を防止するため、平常時から要員、次に掲げる資機材等を確保する。

(ア) 出動要員の確保

(イ) 災害対策用資材、器具、工具、消耗品の確保

(ウ) 食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品の確保

オ 電気通信設備等及び災害対策用資機材の整備点検

電気通信設備等及び災害対策用資機材等の数量を常に把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

(ア) 電気通信設備の防水、防風、防雪、防火、または耐震の実施

(イ) 可搬型無線機等の災害対策用機器及び車両

(ウ) 予備電源設備、及び燃料、冷却水等

(エ) その他防災上必要な設備及び器具等

カ 電気通信設備及び回線の応急復旧措置

電気通信設備に災害等が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

キ 通信そ通に対する応急措置

災害等により電気通信サービスを停止し、または通信が著しくふくそうした場合、臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の措置を実施する。

ク 通信の優先利用

災害が発生した場合において取り扱う災害時優先電話の利用または非常電報、緊急電報を優先して取り扱う。

ケ 通信の利用制限

災害が発生し、電話が著しくふくそうした場合は重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

コ 災害対策機器による通信の確保

サ 災害用伝言ダイヤルの運用

シ 特設公衆電話の設置

ス 広報

災害が発生した場合、通信のそ通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況を広報するなど、通信のそ通ができないことによる社会不安解消に努める。

(6) 放送施設応急措置【NHK、RAB、ATV、ABA、エフエム青森、アップルウェーブ】

ア 実施責任者

日本放送協会青森放送局、青森放送株式会社、株式会社青森テレビ、青森朝日放送株式会社、株式会社エフエム青森、アップルウェーブ株式会社

イ 実施内容

(ア) 放送施設対策

災害時において、放送施設に障害が発生し、平常時の運用が困難となったときは、原則として次の措置により放送送出の確保に努める。

a 放送機等障害時の措置

放送機などの障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系

第4章 災害応急対策計画

統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り替え、災害関連番組の送出継続に努める。

b 中継回線障害時の措置

一部中継回線が断線したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線、他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

c 放送障害時の措置

災害のため、放送局の放送所から放送継続が不可能になったときは、他の臨時の放送所を開設し、放送の継続に努める。

(イ) 視聴者対策

日本放送協会は、災害時における受信の維持・確保のため次の対策を講ずる。

a 受信設備の復旧

被災した受信設備の取扱いについて告知放送するとともに、受信設備応急復旧班を組織し、受信相談、被災受信設備の復旧を行う。

b 避難所等での放送受信の確保

避難所その他有効な場所での災害関連放送の受信を確保するため、受信機の貸与・設置などの対策を講ずる。

第27節 石油燃料供給対策

風水害等の災害時において、石油燃料供給不足に直面した場合でも、県民の安全や生活の確保、適切な医療等の提供、ライフライン等の迅速な復旧を行う施設・緊急車両等に必要な石油燃料が供給できるよう、必要な応急措置を講ずるものとする。

1 実施責任者

災害時の石油燃料供給対策に資する、平時からの住民への情報提供及び災害時の燃料供給対策等については、市長が県石油商業組合中弘南支部等と連携して行う。

2 実施内容

- (1) 国・県・市及び事業者は、関係機関相互の連携により、災害時における石油燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。
- (2) 市は、本計画に基づき石油燃料を調達するものとするが、石油燃料の不足が顕著で、県石油商業組合中弘南支部等と調整しても調達できない場合は、知事（商工政策課）に応援を要請する。

3 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

第28節 相互応援協定等に基づく広域応援

風水害等の大規模災害が発生した場合において応急対策活動を円滑に実施するため、地方公共団体相互の広域応援対策を講ずるものとする。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の締結も考慮する。

1 実施責任者

締結した協定に基づく災害応急対策を実施するために必要な人員、資機材等の確保及び連絡調整等は、市長が行う。

2 応援の要請等

(1) 市長は、市内において大規模災害が発生し、市独自では十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合は、次により応援を要請する。

ア 消防並びに水道施設の早期復旧及び給水の確保を除く応急措置については、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の協定締結市町村へ応援を要請する。

イ 消防については、「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等へ応援を要請する。

ウ 水道施設の早期復旧及び給水の確保については、「水道災害相互応援協定」に基づき、水道災害救援本部長（県健康福祉部長）へ応援を要請する。

(2) 市長は、必要に応じ、広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都道府県の緊急消防援助隊による応援等について、知事から消防庁長官へ要請するよう求める。

(3) 市長は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料を交換するほか、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整え、他の市町村等の応援の受入体制を確立しておく。

(4) 市長は、知事、指定地方行政機関の長または指定公共機関の長または指定地方公共機関の長から応急措置の実施を要請され、または労務、施設、物資の確保等について応援を求められた場合は、特別な理由がない限り、直ちに必要な対策を講ずるものとする。

(5) 協定の締結状況

協定の名称	締結年月日	締結機関	応援内容
消防相互応援協定 (市単独)	昭和30年7月15日 昭和30年7月15日 昭和30年7月15日 昭和30年7月16日 昭和30年7月18日 昭和30年7月18日 昭和30年7月19日 昭和30年7月25日 昭和30年7月25日 昭和30年7月27日 昭和41年4月1日 昭和41年4月1日 昭和41年4月1日 昭和41年4月1日 昭和41年7月21日	旧相馬村（弘前市） 鯨ヶ沢町 鶴田町 田舎館村 旧平賀町（平川市） 旧尾上町（平川市） 旧岩木町（弘前市） 板柳町 藤崎町 西目屋村 黒石市 大鰐町 旧木造町（つがる市） 五所川原市 森田村	火災、水災、その他
消防相互応援協定 (消防事務組合)	昭和52年9月30日 昭和54年9月11日 昭和55年4月17日 昭和55年10月31日 平成6年6月1日 平成18年9月1日	大館周辺広域市町村圏組合 青森(市)、黒石(市)、旧平賀・尾上(市)（平川市消防） 黒石(市) 旧平賀・尾上(市)（平川市消防） 鹿角広域行政組合 青森(市)他5本部・12市町村	救急 火災、救急、その他 火災、水災、その他 火災、災害 高速道路における火災、救急、その他 火災、その他消防業務
青森県消防 相互応援協定	平成5年2月25日	青森県内67市町村 13一部事務組合(※)	災害、火災、救急救助

第4章 災害応急対策計画

協定の名称	締結年月日	締結機関	応援内容
大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定	平成18年9月29日	青森県内40市町村	災害
水道災害相互応援協定	昭和44年4月1日	青森県及び67市町村	災害

(事) : 消防事務組合

(※) : 消防事務組合または消防を含む一部事務組合

3 市防災関係機関等の応援協力

市長は、災害時において応急活動、復旧活動等が円滑に行われるよう、防災関係機関、関連事業者等と次のとおり協定を締結しているが、今後も体制強化のため協定締結の推進を図る。

協定の名称	締結年月日	締結機関	応援内容
災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書	平成18年7月20日	弘前管工事業協同組合 資料編〔定〕4-28-1	応急復旧工事
災害時における水道施設の資機材提供に関する協定書	平成18年7月20日	青森県管工機材商業協同組合 資料編〔定〕4-28-2	資機材提供
災害時の医療救護活動に関する協定	平成19年11月20日	一般社団法人弘前市医師会 資料編〔定〕4-28-3	医療救護
災害時における応急対策業務の協力に関する協定	平成19年11月20日	弘前建設業協同組合 資料編〔定〕4-28-4	障害物除去 応急復旧工事
災害時における建築物等の解体撤去に関する協定	平成19年11月20日	青森県解体工事業協会 津軽支部 資料編〔定〕4-28-5	建築物の解体 災害廃棄物の撤去
災害時等における放送に関する協定	平成19年12月19日	アップルウェーブ株式会社 資料編〔定〕4-28-6	コミュニティFM放送を通じた災害情報等の提供
災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定	平成20年5月28日	東北電力株式会社弘前営業所 資料編〔定〕4-28-7	電力復旧に係る応援隊の受け入れ施設(場所)の提供
災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定	平成22年3月19日	弘前地区電気工事業協同組合 資料編〔定〕4-28-8	電気設備等の応急復旧
災害時における物資の供給に関する協定	平成23年5月13日	株式会社イトーヨーカ堂 資料編〔定〕4-28-9	物資の供給
災害時における飲料水の供給に関する協定	平成23年9月22日	みちのくコカ・コーラボトリング株式会社 資料編〔定〕4-28-10	飲料水の供給
災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定	平成23年9月1日	みちのくコカ・コーラボトリング株式会社弘前営業所 資料編〔定〕4-28-11	災害救援ベンダー
災害時における物資供給に関する協定	平成23年12月26日	NPO法人コメリ災害対策センター 資料編〔定〕4-28-12	物資の供給
災害時における市有施設等への燃料の優先供給に関する協定	平成24年2月17日	青森県石油商業組合中弘南支部 資料編〔定〕4-28-13	市有施設等への燃料の優先供給
災害時の情報交換に関する協定	平成24年2月15日	国土交通省東北地方整備局 資料編〔定〕4-28-14	情報交換
災害時の通信設備復旧	平成24年5月24日	株式会社NTTドコモ株式会社東	通信設備の復旧

第4章 災害応急対策計画

協定の名称	締結年月日	締 結 機 関	応援内容
等の協力に関する協定		北支社青森支店 資料編〔定〕4-28-15	
災害時における建築物等の解体撤去に関する協定	平成24年7月3日	一般社団法人青森県解体工事業協会 資料編〔定〕4-28-16	建築物等の解体撤去
災害時における食料供給に関する協定	平成24年11月9日	弘前仕出し商組合 資料編〔定〕4-28-17	食料の供給
災害時における飲料品の供給に関する協定	平成25年1月25日	ダイードリンク株式会社東北第二営業部 株式会社菊池商店 資料編〔定〕4-28-18	飲料品の供給
福祉避難所の確保に関する協定	平成25年3月27日	48法人 資料編〔定〕4-28-19	福祉避難所
災害時における液化石油ガス及び応急対策資機材の調達に関する協定	平成26年3月26日	一般社団法人青森県エルピーガス協会 資料編〔定〕4-28-20	液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達
災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定	平成26年4月21日	サントリービバレッジサービス株式会社東北営業本部弘前支店 弘前市職員労働組合連合会 資料編〔定〕4-28-21	災害救援ベンダー
災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定	平成26年4月21日	みちのくキャンティーン株式会社 弘前営業所 弘前市職員労働組合連合会 資料編〔定〕4-28-21	災害救援ベンダー

第29節 自衛隊災害派遣要請

風水害等の災害に際し、人命または財産の保護のために特に必要と認められる場合には、自衛隊法(昭和29年法律第165号) 第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

1 実施責任者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求手続については、市長が行う。

2 災害派遣の要件等

(1) 要件

天災地変その他の災害に際して、人命または財産の保護のため(公共性)、地方防災機関等では明らかに能力が不足すると判断され、かつ、自衛隊の人員、装備、機材によらなければ(非代替性)、その救援及び応急復旧が時機を失することとなる場合(緊急性)。

(2) 派遣活動の内容は、おおむね次のとおりとする。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の捜索救助
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路または水路の啓開、障害物の除去
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 救援物資の無償貸付、譲与
- サ 危険物の保安または除去
- シ その他必要に応じ、自衛隊の能力で対応可能な上記以外の措置

3 災害派遣の要請手続

(1) 要請連絡先

市長は、次の自衛隊災害派遣要請権者に対し、災害派遣の要請をするよう求める。

- ア 災害全般 知事
- イ 航空災害 東京航空局三沢空港事務所長

なお、上記派遣の申し出をした場合は、災害の状況について陸上自衛隊第39普通科連隊長(電話87-2111)に通報する。

また、市長は、知事への要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第39普通科連隊長に通知する。

(2) 市長の知事に対する自衛隊派遣要請の要求手続

ア 市長は、当該市の地域に係る災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣を要請するよう求めることができる。

イ 市長は、知事へ要求ができない場合には、その要旨及び市の地域に係る災害の状況を災害派遣命令者(指定部隊の長：第39普通科連隊長)に通知することができる。この場合、市長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

ウ 派遣の要請は文書によるものとし、次の事項を明らかにする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等によるものとし、事後速やかに文書を提出する。

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - (イ) 派遣を希望する期間
 - (ウ) 派遣を希望する人員、車両、航空機等の概数
 - (エ) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (オ) その他参考となるべき事項
- (参考) 自衛隊災害派遣要請様式 資料編〔様〕27

(3) 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で人命救助が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自主的に部隊等を派遣する。

第4章 災害応急対策計画

4 派遣部隊の受入体制の整備

市長は、知事等から災害派遣の通知を受けたときは、次のとおり、派遣部隊の受入体制を整備する。

- (1) 派遣部隊の人員数及び到着日時、場所その他の決定事項の確認
- (2) 派遣部隊との連絡責任者の決定
- (3) 宿舎または宿营地及び宿営に関する物資の準備
- (4) 使用資機材等の準備
- (5) 駐車場所、ヘリコプター離着陸場所の選定

ア ヘリコプター離着陸場所

離着陸地点	管理者	所在地	面積	周囲の状況
岩木川河川敷	局長※	悪戸	100m ×100m	河川敷グラウンド
東目屋中学校グラウンド	校長	桜庭字清水流	50m ×80m	校庭・岩木川左岸
弘前市運動公園	市長	豊田二丁目	100m ×100m	陸上競技場
岩木山百沢スキー場駐車場	市長	百沢東岩木山国有林内	78m ×100m	原野
相馬小学校	校長	黒滝字二ノ松本	16,786m ²	水田

※国土交通省東北地方整備局長

イ 車両駐車場所

弘前駐屯地内または派遣部隊の指揮官と協議の上選定した場所

- (6) その他必要な事項

5 派遣部隊の撤収

市長は、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、撤収について知事等に要請する。

(参考) 自衛隊災害派遣撤収要請 資料編 [様] 28

6 経費の負担

市長が負担する経費は、次を基準とする。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるために通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、機材等の調達、借上げ及びそれらの運搬、修理費
- (4) 県が管理する有料道路の通行料

7 その他

災害発生時に、自衛隊の応援部隊等を迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、市長は、知事及び自衛隊の協力を得て、あらかじめ活動拠点候補地（付帯施設を含む。）を整理し、平時から適切な情報共有体制を構築しておく。

第30節 県防災ヘリコプター運航要請

風水害等の災害時において、災害応急対策活動、火災防御活動、救助活動及び救急活動を迅速かつ的確に行うため、県防災ヘリコプターの運航要請に関し定めるものとする。

1 実施責任者

県防災ヘリコプターの運航要請は、市長及び消防長が行う。

2 運航要請の要件

- (1) 公共性 災害等から住民の生命財産を保護し、被害軽減を図る目的であること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 県防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。

3 活動内容

- (1) 災害応急対策活動
 - ア 被害状況の偵察、情報収集等
 - イ 救援物資、人員等の搬送
 - ウ 災害に関する情報、警報等の伝達等災害広報等
- (2) 火災防御活動
 - ア 林野火災における空中消火
 - イ 偵察、情報収集
 - ウ 消防隊員、資機材等の搬送等
- (3) 救助活動
 - ア 中高層建築物等の火災における救助等の活動
 - イ 山岳遭難及び水難事故等における捜索・救助
 - ウ 高速自動車国道及び自動車専用道路上の事故救助等
- (4) 救急活動
 - 交通遠隔地からの傷病者搬送等

4 運航要請の方法

応援要請は、次の事項を電話等により通報した後、速やかに県防災ヘリコプター緊急運航要請書により行う。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 県防災ヘリコプターが離着陸する飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(参考) 青森県防災ヘリコプター緊急運航要請書 資料編 [様] 29

5 受入態勢

市長または消防長は、県防災ヘリコプターの運航要請をしたときは、知事（防災消防課）と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次に掲げる受入態勢を整える。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への引継手配
- (3) 空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項